

大阪市の公報

発行所
大 阪 市 役 所
大阪市北区中之島 1-3-20
電 話 06-6208-7444

目 次

条 例

- 大阪市個人情報保護条例の一部を改正する条例 6
- 大阪市職員基本条例の一部を改正する条例 9
- 職員の退職管理に関する条例の一部を改正する条例 10
- 大阪市市税条例の一部を改正する条例 11
- 大阪市大規模マンションの建設による保育需要の増加に対応す
るための保育施設等の整備に係る事前協議に関する条例 13
- 大阪市介護保険条例の一部を改正する条例 17
- 大阪市水道事業及び工業用水道事業の設置等に関する条例の一
部を改正する条例 17

規 則

- 大阪市公印規則の一部を改正する規則 17
- 大阪市個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則 18
- 大阪市契約規則の一部を改正する規則 18
- 職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則 19
- 管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則 20

企業管理規程

- 大阪市水道局公印、記章及び証票規程の一部を改正する規程 21

告 示

- 大阪市交通事業の設置等に関する条例を廃止する条例の施行期
日 21
- 災害対策基本法に基づく指定緊急避難場所及び指定避難所の指
定 21
- 特定計量器の定期検査 23
- 寄附金税額控除の対象となる寄附金の指定 24
- 大阪市契約規則第3条第1項第8号に規定する別に定める契約
に関する告示 24
- 平成28年大阪市告示第1416号（大阪市契約規則第3条の2第3
項に規定する別に定める契約に関する告示）の改正 25
- 開発行為に関する工事の完了 25

○開発行為に関する工事の完了	26
○道路の位置指定	27
○道路の廃止	27
○建築基準法に基づく一の敷地とみなすこと等による制限の緩和 の認定	28
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住 帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する 法律に基づく医療機関の指定	28
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住 帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する 法律に基づく指定医療機関の変更	30
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住 帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する 法律に基づく指定医療機関の廃止	31
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住 帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する 法律に基づく指定医療機関の休止	32
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住 帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する 法律に基づく指定医療機関の辞退	32
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住 帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する 法律に基づく介護機関の指定	33
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住 帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する 法律に基づく指定介護機関の変更	34
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住 帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する 法律に基づく指定介護機関の廃止	38
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住 帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する 法律に基づく指定介護機関の休止	39
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住 帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する 法律に基づく指定介護機関の辞退	39
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住	

帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する 法律に基づく施術機関の指定	40
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住 帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する 法律に基づく指定施術機関の変更	42
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住 帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する 法律に基づく指定施術機関の廃止	42
○放置自動車の処理	43
○市道の区域変更	44
○市道の供用開始	44
○平成29年大阪市告示第1267号（市道の一部廃道）の一部訂正	45
○落札者等の公示	45
○落札者等の公示	46
○大阪市立阿倍野防災センターの休館日の変更の承認	47
○一般競争入札の執行（応急手当普及啓発業務委託）	47
○一般競争入札の執行（学校教育ICT活用事業 咲州みなみ小中 一貫校タブレット端末等機器一式の借入れ）	50
○一般競争入札の執行（学校給食用焼き物機（カート付） 榎本 小学校他2校の買入れ等）	54
○平成28年大阪市告示第143号（証明書発行手数料等の徴収及び 収納事務委託（大阪市西成区役所窓口サービス課（住民情報）） の委託先の社名及び代表者の変更	57
○大阪市議会議員北区選挙区補欠選挙を行うべき事由が生じた旨 の告示	57
○大阪市議会議員北区選挙区補欠選挙の選挙人名簿の被登録資格 の決定の基準となる日及び登録を行う日	58
公 告	
○一般競争入札の執行（中古原動機付自転車（その3）の売払い）	58
○一般競争入札の執行（金属くず等の売払い）	60
○一般競争入札の執行（胸部X線検査レントゲンフィルムの売払 い）	63
公立大学法人大阪市立大学公告	
○平成28年度財務諸表（公立大学法人大阪市立大学）の公告	66

公布された条例のあらまし

◇大阪市個人情報保護条例の一部を改正する条例

- 1 実施機関が個人情報を取り扱う事務を開始しようとするときに市長に届け出なければならない事項、実施機関が事務の目的の範囲を超えてその保有する個人情報を当該実施機関の内部で利用し、又は当該実施機関以外のものに提供することができる場合、実施機関がその保有する個人情報の電子計算機処理を行うときに通信回線による電子計算機の結合を行うことができる場合等を改めることとしました。
- 2 その他必要な規定の整備を行うことにしました。
- 3 この条例は、公布の日（平成29年9月28日）から施行することとしました。ただし、一部の規定は、平成30年4月1日から施行することとしました。

（平成29年大阪市条例第69号 総務局行政部行政課）

◇大阪市職員基本条例の一部を改正する条例

- 1 外郭団体等への再就職が禁止される者の範囲を改め、管理職職員を本市職員としての勤続年数に関わらず対象者とすることにしました。
- 2 必要な経過措置を講ずることにしました。
- 3 この条例は、公布の日（平成29年9月28日）から施行することとしました。

（平成29年大阪市条例第70号 人事室人事課）

◇職員の退職管理に関する条例の一部を改正する条例

- 1 管理職職員が法人等に再就職した場合に、本市職員としての勤続年数にかかわらず、任命権者への届出が必要となることにしました。
- 2 法人等に再就職した場合に公表の対象となる本市の職員であった者の範囲を改め、本市職員としての勤続年数が20年以上であった者で外郭団体等に再就職したものを対象者とすることにしました。
- 3 必要な経過措置を講ずることにしました。
- 4 この条例は、公布の日（平成29年9月28日）から施行することとしました。

（平成29年大阪市条例第71号 人事室人事課）

◇大阪市市税条例の一部を改正する条例

- 1 鉱泉浴場における入湯に対し、入湯客に入湯税を課することとしました。
- 2 必要な経過措置を講ずることにしました。
- 3 この条例は、平成30年10月1日から施行することとしました。ただし、一部の規定は、平成30年4月1日から施行することとしました。

（平成29年大阪市条例第72号 財政局税務部管理課）

◇大阪市大規模マンションの建設による保育需要の増加に対応するための保育施設等の整備に係る事前協議に関する条例

- 1 大規模マンションの建設による保育需要の増加に対応した保育施設等の整備を図るため、本市及び事業者の責務を明らかにするとともに、大規模マン

ションを建設しようとする場合における保育施設等の整備に係る事前協議の
手続きを定めることとしました。

2 必要な経過措置を講ずることとしました。

3 この条例は、平成30年4月1日から施行することとしました。

(平成29年大阪市条例第73号 こども青少年局保育施策部保育企画課)

◇大阪市介護保険条例の一部を改正する条例

1 過料に処する対象者の範囲を改めることとしました。

2 必要な経過措置を講ずることとしました。

3 この条例は、公布の日（平成29年9月28日）から施行することとしました。

(平成29年大阪市条例第74号 福祉局高齢者施策部介護保険課)

◇大阪市水道事業及び工業用水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する 条例

1 工業用水道事業の1日最大給水量を260,000立方メートルから151,000立方メ
ートルに変更することとしました。

2 この条例は、市長が定める日から施行することとしました。

(平成29年大阪市条例第75号 水道局工務部計画課)

公布された規則のあらまし

◇大阪市公印規則の一部を改正する規則

1 大阪市個人情報保護条例の一部改正に伴い、規定を整備することとしまし
た。

2 この規則は、公布の日（平成29年9月28日）から施行することとしました。

(平成29年大阪市規則第136号 総務局行政部行政課)

◇大阪市個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則

1 大阪市個人情報保護条例の一部改正に伴い、個人識別符号及び要配慮個人
情報の範囲を定めることとしました。

2 その他必要な規定を整備することとしました。

3 この規則は、公布の日（平成29年9月28日）から施行することとしました。

ただし、一部の規定は、平成30年4月1日から施行することとしました。

(平成29年大阪市規則第137号 総務局行政部行政課)

◇大阪市契約規則の一部を改正する規則

1 契約管財局長及び教育長に委任する契約事務の範囲を改めることとしまし
た。

2 この規則は、平成30年4月1日から施行することとしました。

(平成29年大阪市規則第142号 契約管財局契約部契約制度課)

◇職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則

1 大阪市職員基本条例及び職員の退職管理に関する条例の一部改正に伴い、

必要な規定の整備を行うことにしました。

2 その他必要な規定の整備を行うことにしました。

3 この規則は、公布の日（平成29年 9 月28日）から施行することにしました。
（平成29年大阪市人事委員会規則第14号 行政委員会事務局任用調査部調査課）

◇管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

1 職制改正に伴い、管理職員等の範囲を改めることにしました。

2 この規則は、平成29年10月 1 日から施行することにしました。
（平成29年大阪市人事委員会規則第15号 行政委員会事務局任用調査部調査課）

公布された規程のあらまし

◇大阪市水道局公印、記章及び証票規程の一部を改正する規程

1 大阪市個人情報保護条例の一部改正に伴い、規定を整備することにしました。

2 この規程は、公布の日（平成29年 9 月28日）から施行することにしました。
（平成29年大阪市水道事業管理規程第12号 水道局総務部総務課）

条

例

次に掲げる条例を公布する。

大阪市個人情報保護条例の一部を改正する条例

大阪市職員基本条例の一部を改正する条例

職員の退職管理に関する条例の一部を改正する条例

大阪市市税条例の一部を改正する条例

大阪市大規模マンションの建設による保育需要の増加に対応するための保育施設等の整備に係る事前協議に関する条例

大阪市介護保険条例の一部を改正する条例

大阪市水道事業及び工業用水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

平成29年 9 月28日

大阪市長 吉 村 洋 文

大阪市個人情報保護条例の一部を改正する条例

大阪市個人情報保護条例（平成7年大阪市条例第11号）の一部を次のように改正する。

第2条中第2号を次のように改める。

- (2) 個人情報 生存する個人に関する情報であつて、次のいずれかに該当するものをいう。

ア 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式をいう。次号イにおいて同じ。）で作られる記録をいう。以下同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）

イ 個人識別符号が含まれるもの

第2条中第6号を第8号とし、第5号を第7号とし、第4号を第6号とし、同条第3号中「（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録をいう。以下同じ。）」を削り、同号を同条第5号とし、同条中第2号の次に次の2号を加える。

- (3) 個人識別符号 次のいずれかに該当する文字、番号、記号その他の符号のうち、市規則で定めるものをいう。

ア 特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であつて、当該特定の個人を識別することができるもの

イ 個人に提供される役務の利用若しくは個人に販売される商品の購入に関し割り当てられ、又は個人に発行されるカードその他の書類に記載され、若しくは電磁的方式により記録された文字、番号、記号その他の符号であつて、その利用者若しくは購入者又は発行を受ける者ごとに異なるものとなるように割り当てられ、又は記載され、若しくは記録されることにより、特定の利用者若しくは購入者又は発行を受ける者を識別することができるもの

- (4) 要配慮個人情報 本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして市規則で定める記述等が含まれる個人情報という。

第8条第1項中第8号を第9号とし、第7号を第8号とし、第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

- (6) 要配慮個人情報を取り扱うときは、その旨

第10条第1項中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 専ら統計の作成又は学術研究の目的のために提供する場合において、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるとき

第10条第2項中「前項第4号又は第5号」を「前項第5号又は第6号」に改める。

第12条第1項中「本市」を「本市の他の機関若しくは国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人又は本人」に改め、同項ただし書中「実施機関が公益上特に必要があると認める」を「次の各号のいずれかに該当する」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 法令等に定めがあるとき

(2) 実施機関が公益上特に必要があると認めるとき

第12条第2項中「前項ただし書」を「前項第2号」に改める。

第19条第2号中「含む。）」を「含む。）」若しくは個人識別符号が含まれるもの」に改める。

第20条第2項中「記述等」を「記述等及び個人識別符号」に改める。

第54条第1項の表中

「

第12条第1項	本市以外の	他の
	実施機関が	指定管理者の申出に基づき特定実施機関が

」

を

「

第12条第1項	本市の他の機関若しくは国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人又は本人以外の	他の
	次の各号のいずれか	第2号
第12条第1項第2号	実施機関	指定管理者の申出に基づき特定実施機関

」

に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条中第2号の次に2号を加える改正規定（同条第4号に係る部分に限る。）及び第8条第1項の改

正規定並びに次項の規定は、平成30年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 前項ただし書に規定する改正規定の施行の際現に当該改正規定による改正後の大阪市個人情報保護条例（以下「改正後の条例」という。）第 2 条第 1 号に規定する実施機関が同条第 4 号に規定する要配慮個人情報を取り扱っている事務についての改正後の条例第 8 条第 1 項の規定の適用については、同項中「開始しようとするときは、あらかじめ」とあるのは「現に行っているときは、平成30年 4 月 1 日以後遅滞なく」とする。

(大阪市住民基本台帳カードの利用に関する条例の一部改正)

- 3 大阪市住民基本台帳カードの利用に関する条例（平成26年大阪市条例第35号）の一部を次のように改正する。

第 5 条中「第 2 条第 3 号」を「第 2 条第 5 号」に改める。

(大阪市職員基本条例の一部改正)

- 4 大阪市職員基本条例（平成24年大阪市条例第71号）の一部を次のように改正する。

別表第23項中「第 2 条第 3 号」を「第 2 条第 5 号」に改める。

(平29. 9. 28 揭示済)

大阪市条例第70号

大阪市職員基本条例の一部を改正する条例

大阪市職員基本条例（平成24年大阪市条例第71号）の一部を次のように改正する。

第47条第 1 項中「別に」を「職員（法第38条の 2 第 3 項に規定する退職手当通算予定職員を除く。）又は職員であった者のうち、別に」に、「職員又は職員であった者」を「もの又は法第38条の 2 第 8 項の国家行政組織法（昭和23年法律第120号）第21条第 1 項に規定する部長若しくは課長の職に相当する職として人事委員会規則で定めるものに就いたことがあるもの」に改め、同条中第 3 項を次のように改める。

- 3 前 2 項の規定は、次に掲げる場合には適用しない。

- (1) 市長が人事監察委員会の意見を聴き、当該職員等の就職によって公務の公正性の確保に支障が生じないと認めて承認をする場合
(2) 当該職員等が第38条第 6 項の規定による支援を受ける場合

第47条第 4 項中「前項」を「前項第 1 号」に改め、同条第 5 項中「第 3 号」を「第 3 号まで」に、「就職に」を「就職（第38条第 6 項の規定による支援によるものを除く。）に」に、「含む。」を「含む。以下この項において同じ。」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

- 2 この条例の施行の日前にこの条例による改正後の大阪市職員基本条例第47条第1項各号に掲げる法人その他の団体又は同条第2項に規定する営利企業若しくは営利企業以外の法人との間で労働契約が成立した職員又は職員であったものに対する同条の規定の適用については、なお従前の例による。

(平29. 9. 28 揭示済)

大阪市条例第71号

職員の退職管理に関する条例の一部を改正する条例

職員の退職管理に関する条例（平成24年大阪市条例第72号）の一部を次のように改正する。

第4条中「者（」を「者又は第3条第3項に規定する職に就いている職員（以下「管理職職員」という。）であった者（」に改める。

第5条中第2項を次のように改める。

- 2 市長は、毎年度、前項の規定による報告を取りまとめるとともに、当該報告に係る職員であった者のうち、次に掲げる者について、人事委員会規則で定める事項を公表するものとする。

- (1) 管理職職員であった者
- (2) 次条に定める勤続期間が20年以上である職員であった者（前号に掲げる者を除く。）のうち、大阪市職員基本条例（平成24年大阪市条例第71号。以下「職員基本条例」という。）第47条第1項各号に掲げる法人その他の団体又は同条第2項に規定する行政上の権限に係る営利企業若しくは営利企業以外の法人の地位に就いたもの
- (3) 本市と営利企業等（当該報告に係る職員であった者が離職後に再就職したものに限る。）との間の契約（人事委員会規則で定める契約に限る。）の締結について本市において自らが関与した者として人事委員会規則で定める者
- (4) 職員であった者が人事委員会規則で定める期間に役員の地位（これに相当する地位として人事委員会規則で定めるものを含む。以下この号において同じ。）に就いたことがある法人その他の団体（人事委員会規則で定めるものに限る。）の役員の地位に就いた者

第6条中「大阪市職員基本条例（平成24年大阪市条例第71号。以下「職員基本条例」という。）」を「職員基本条例」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の職員の退職管理に関する条例第4条及び第5条第2項の規定は、この条例の施行の日以後に離職した職員であった者について適用し、同日前に離職した職員であった者については、なお従前の例による。

(平29. 9. 28 揭示済)

大阪市条例第72号

大阪州市税条例の一部を改正する条例

大阪州市税条例（平成29年大阪市条例第11号）の一部を次のように改正する。

目次中「第1節 事業所税」を

「第1節 入湯税（第139条の2－第139条の8）」

第2節 事業所税

に、「第2節 都市計画税」を「第3節 都市計画税」に改める。

第2条第2項中「事業所税」を「入湯税、事業所税」に改める。

第16条中「市民税」を「市民税又は入湯税」に改める。

第109条第2号中「いう。）」を「いう。第139条の8第1項において同じ。）」に改める。

第3章中第2節を第3節とし、第1節を第2節とし、同章に第1節として次の1節を加える。

第1節 入湯税

（入湯税の納税義務者等）

第139条の2 入湯税は、環境衛生施設、鉱泉源の保護管理施設及び消防施設その他消防活動に必要な施設の整備並びに観光の振興（観光施設の整備を含む。）に要する費用に充てるため、鉱泉浴場における入湯に対し、入湯客に課する。

（入湯税の課税免除）

第139条の3 次の各号のいずれかに該当する者の鉱泉浴場における入湯に対しては、入湯税を課さない。

- (1) 学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（大学を除く。）及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。以下同じ。）が実施する修学旅行その他の行事に参加している幼児、児童、生徒若しくは学生又はこれらの者を引率する者
- (2) 共同浴場（市長が定めるものに限る。第139条の8第1項において同じ。）又は公衆浴場（公衆浴場法（昭和23年法律第139号）第1条第1項に規定する公衆浴場のうち物価統制令（昭和21年勅令第118号）第4条の規定に基づき入浴料金が定められているものをいう。第139条の8第1項において同じ。）において入湯する者
- (3) 医療提供施設（医療法（昭和23年法律第205号）第1条の2第2項に規定する医療提供施設をいう。第139条の8第1項において同じ。）又は社会福祉施設（社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条第1項に規定する社会福祉事業の用に供する施設をいう。第139条の8第1項において同じ。）に設置された鉱泉浴場において入湯する者
- (4) 12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者

- (5) 鉱泉浴場が設置された施設において、入湯に要する費用として1,500円以下の料金（消費税額及び当該消費税額を課税標準として課されるべき地方消費税額に相当する額を除く。）を負担して入湯する者（当該施設に宿泊する者を除く。）

（入湯税の税率）

第139条の4 入湯税の税率は、入湯客1人1日（宿泊を伴う入湯の場合には、1泊をもって1日とする。）について、150円とする。

（入湯税の徴収の方法）

第139条の5 入湯税の徴収については、特別徴収の方法による。

（入湯税の特別徴収の手続）

第139条の6 入湯税の特別徴収義務者は、鉱泉浴場の経営者とする。

2 前項に規定する特別徴収義務者は、鉱泉浴場における入湯客が支払うべき入湯税を徴収しなければならない。

3 第1項に規定する特別徴収義務者は、前項の規定による徴収をすべき日の属する月の翌月の末日までに、次に掲げる事項を記載した納入申告書を市長に提出するとともに、その納入金を納入しなければならない。

(1) 特別徴収義務者の氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）及び住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）

(2) 月の初日から末日までの間における入湯客の数及び納入すべき納入金の額

(3) その他市長が必要と認める事項

（鉱泉浴場の経営を開始しようとする者の経営に関する申告）

第139条の7 鉱泉浴場の経営を開始しようとする者は、その経営を開始する日の前日までに、次に掲げる事項を記載した申告書に、その証拠となる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(1) 鉱泉浴場を経営しようとする者の氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）及び住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）

(2) 鉱泉浴場の所在地

(3) その他市長が必要と認める事項

2 前項の申告書を提出した者は、その申告した事項に異動を生じた場合には、直ちに、その旨及び前項各号に掲げる事項を記載した申告書に、その証拠となる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

（入湯税の特別徴収義務者に係る帳簿の記載義務等）

第139条の8 第139条の6第1項に規定する特別徴収義務者（共同浴場、公衆浴場又は鉱泉浴場が設置された医療提供施設若しくは社会福祉施設の経営者を除く。次項において同じ。）は、1日ごとの入湯客の数及び納入すべき納入金の額その他市長が必要と認める事項を記載した帳簿（その作成又は保存に代えて電磁的記録の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。次項において同じ。）を作成しなければならない。

2 第139条の6第1項に規定する特別徴収義務者は、前項の帳簿を1月ごとに作成し、閉鎖後7年間これを保存しなければならない。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年10月 1 日から施行する。ただし、附則第 3 項から第 5 項までの規定は、同年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の大阪市市税条例（以下「新条例」という。）第 3 章第 1 節の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の入湯（施行日の前日に宿泊した者による当該宿泊に係る施行日の入湯を除く。）について適用する。
- 3 平成30年 4 月 1 日において現に鉱泉浴場を経営している者（施行日まで当該鉱泉浴場の経営を継続することを予定している者に限る。）は、同年 5 月 1 日までに、新条例第139条の 7 第 1 項各号に掲げる事項を記載した申告書に、その証拠となる書類を添付して、市長に提出しなければならない。
- 4 平成30年 4 月 2 日から施行日までの間において鉱泉浴場の経営を開始しようとする者（施行日まで当該鉱泉浴場の経営を継続することを予定している者に限る。以下この項において同じ。）は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日までに、新条例第139条の 7 第 1 項各号に掲げる事項を記載した申告書に、その証拠となる書類を添付して、市長に提出しなければならない。
- (1) 平成30年 4 月 2 日から同年 5 月 1 日までの間において鉱泉浴場の経営を開始しようとする者 同日
- (2) 平成30年 5 月 2 日から施行日までの間において鉱泉浴場の経営を開始しようとする者 経営を開始する日の前日
- 5 前 2 項の申告書を提出した者は、その申告した事項に異動を生じた場合には、直ちに、その旨及び新条例第139条の 7 第 1 項各号に掲げる事項を記載した申告書に、その証拠となる書類を添付して、市長に提出しなければならない。
- 6 施行日に鉱泉浴場の経営を開始しようとする者については、新条例第139条の 7 の規定は、適用しない。

(平29. 9. 28 揭示済)

大阪市条例第73号

大阪市大規模マンションの建設による保育需要の増加に対応する
ための保育施設等の整備に係る事前協議に関する条例

(目的)

- 第 1 条** この条例は、本市が大規模マンションの建設による保育需要の増加に対応し、必要な保育施設等の整備を推進するためには、事業者に対し、保育施設等の整備に関し協力を求める必要がある場合があることに鑑み、本市及

び事業者の責務を明らかにするとともに、事業者が大規模マンションを建設しようとする場合に、事業者があらかじめ当該大規模マンションに関する事項について、本市に届出等を行うこととすることで、本市が事業者と保育施設等の整備に関する協議を行う機会を確保し、本市は当該協議において事業者保育施設等の整備に係る必要な協力を求めることとすることにより、効率的かつ効果的に大規模マンションの建設による保育需要の増加に対応した保育施設等の整備を図り、もって本市における子育て環境の充実に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 大規模マンション 共同住宅の用に供する建築物（他の用途を兼ねる建築物を含む。）であつて、当該建築物の住戸（その床面積が35平方メートル以下の住戸を除く。以下同じ。）の総数が70戸以上のものをいう。
- (2) 事業者 大規模マンションの建築主（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第16号に規定する建築主をいう。）で国又は地方公共団体以外の者をいう。
- (3) 保育施設等 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項に規定する保育所、同法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業の用に供する施設その他保育事業の用に供する施設で市長が定めるものをいう。

(本市の責務)

第3条 本市は、この条例の目的を達成するため、事業者との間で、保育施設等の整備に関して必要な協力の要請、調整等の協議を行うとともに、事業者に対し、情報の提供、助言その他の必要な支援を行うものとする。

(事業者の責務)

第4条 事業者は、大規模マンションの建設が地域における保育需要を増加させる場合があることを認識し、この条例の規定による届出等の手続を適切かつ誠実にを行うとともに、前条の規定による本市との協議において最大限に可能な範囲で協力するよう努めなければならない。

(建設しようとしている大規模マンションに関する届出)

第5条 事業者は、大規模マンションを建設しようとするときは、届出期間内に、当該大規模マンションに関し、市規則で定めるところにより、次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。

- (1) 氏名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名。以下同じ。）及び住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）
- (2) 当該大規模マンションの建設予定地の所在地及び面積
- (3) 当該大規模マンションの住戸の予定総数
- (4) 当該大規模マンションの建設の予定工期及び入居の開始が可能となる予定の日
- (5) 当該大規模マンションに入居する子育て世帯（小学校就学の始期に達する

までの者が属する世帯をいう。)の数の見込み

(6) 当該大規模マンション内における保育施設等の設置の予定の有無

(7) その他市長が必要と認める事項

- 2 前項の届出期間とは、事業者が前項各号に掲げる事項を届け出ることが可能となる時から建設しようとしている大規模マンション内に保育施設等を設置するか否かについて容易に変更することができなくなる時までの期間をいう。

(資料の提出等の求め)

第6条 市長は、前条第1項の規定による届出があった場合には、当該届出を行った事業者に対し、当該届出の内容の確認のため、必要な資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

- 2 事業者は、正当な理由がある場合を除き、前項の規定による求めに応じなければならない。

(協力の要請)

第7条 市長は、第5条第1項の規定による届出を行った事業者と当該届出に係る大規模マンションにおける保育施設等の整備について調整を図る必要があると認めるときは、当該届出があった日から60日以内に、当該事業者に対し、保育施設等の種別、規模その他必要な事項を示して、保育施設等の整備に関し必要な協力の要請を行わなければならない。

- 2 前項の協力の要請は、市規則で定めるところにより、文書により通知して行わなければならない。

- 3 市長は、前項の規定による通知を第1項の規定による期限内に行うことが困難であるときは、当該期限を延長することができる。この場合において、市長は、当該事業者に対し、市規則で定めるところにより、遅滞なく、延長後の期限及び延長の理由を通知しなければならない。

- 4 市長は、第2項の規定による通知を行うに当たっては、当該事業者が建設しようとしている大規模マンションの建設予定地の存する区域を所管する区長の意見を聴くものとする。

(協力の要請への回答)

第8条 事業者は、前条第2項の規定による通知を受けた日から60日以内に、市長に対し、前条第1項の協力の要請に対してどのように対応するかについて、市規則で定めるところにより、文書により回答しなければならない。

- 2 市長は、市規則で定めるところにより、当該事業者から前項の規定による期限について延長を求める旨の申請があった場合において、正当な理由があると認めるときは、当該期限を延長することができる。この場合において、市長は、当該事業者に対し、市規則で定めるところにより、遅滞なく、延長後の期限を通知するものとする。

(保育施設等の整備の調整)

第9条 市長は、前条第1項の規定による回答（第7条第1項の協力の要請に応じることができない旨の回答を除く。）があったときは、直ちに、その内

容に応じ保育施設等の整備について必要な調整を開始しなければならない。

(勧告)

第10条 市長は、市規則で定めるところにより、次の各号のいずれかに該当する事業者に対し、期限を定め、必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

- (1) 第6条第2項の規定に違反して同条第1項の規定による求めに応じない事業者
- (2) 第8条第1項の規定による回答を同項の規定による期限（同条第2項の規定により当該期限が延長された場合にあっては、延長後の期限）までに行わない事業者

(公表)

第11条 市長は、前条の規定による勧告を受けた事業者が、正当な理由なくこれに従わないときは、その旨、当該勧告の内容及び当該勧告を受けた事業者の氏名を公表することができる。

2 市長は、事業者が次に掲げる場合に該当することにより第5条第1項の規定に違反していると認められるときは、その旨、当該違反の内容及び当該事業者の氏名を公表することができる。

- (1) 社会通念上正当な理由なく第5条第1項の規定による届出を行わなかったと認められる場合
- (2) 当該事業者が行った第5条第1項の規定による届出の内容を確認した結果、当該届出が社会通念上正当な理由なく同項の届出期間内に行われていないと認められる場合

3 市長は、前2項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ当該公表をされるべき事業者にその理由を通知し、意見陳述の機会を与えなければならない。

(中止の届出)

第12条 事業者は、大規模マンションの建設を行わないこととし、又はこれを中止するときは、市規則で定めるところにより、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。

2 前項の規定による届出があった場合には、当該大規模マンションについて、第5条から前条までの規定は、適用しない。

(施行の細目)

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、市規則で定める。

附 則

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

2 この条例の施行の際現に第5条第1項の届出期間が経過している大規模マンションについては、この条例の規定は、適用しない。

(平29. 9. 28 揭示済)



大阪市条例第74号

大阪市介護保険条例の一部を改正する条例

大阪市介護保険条例（平成12年大阪市条例第42号）の一部を次のように改正する。

第18条第3項中「第1号被保険者」を「被保険者」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（平29. 9. 28 揭示済）

**大阪市条例第75号**

大阪市水道事業及び工業用水道事業の設置等に関する条例の一部
を改正する条例

大阪市水道事業及び工業用水道事業の設置等に関する条例（昭和41年大阪市条例第61号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項第2号イ中「260,000立方メートル」を「151,000立方メートル」に改める。

附 則

この条例の施行期日は、市長が定める。

（平29. 9. 28 揭示済）

規 則

次に掲げる規則を公布する。

大阪市公印規則の一部を改正する規則

大阪市個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則

平成29年 9 月 28 日

大阪市長 吉 村 洋 文

**大阪市規則第136号**

大阪市公印規則の一部を改正する規則

大阪市公印規則（昭和30年大阪市規則第48号）の一部を次のように改正する。
第5条第2項中「第2条第5号」を「第2条第7号」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

（平29. 9. 28 揭示済）

大阪市規則第137号

大阪市個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則

大阪市個人情報保護条例施行規則（平成7年大阪市規則第69号）の一部を次のように改正する。

第2条の次に次の2条を加える。

（個人識別符号）

第2条の2 条例第2条第3号の市規則で定める文字、番号、記号その他の符号は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第548号）第3条に定める文字、番号、記号その他の符号とする。

（要配慮個人情報）

第2条の3 条例第2条第4号の市規則で定める記述等は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律施行令第4条に定める記述等とする。

第3条中「第2条第5号ただし書」を「第2条第7号ただし書」に改める。

第4条中「第8条第1項第8号」を「第8条第1項第9号」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第2条の次に2条を加える改正規定（第2条の3に係る部分に限る。）及び第4条の改正規定は、平成30年4月1日から施行する。

（平29. 9. 28 揭示済）

次に掲げる規則を公布する。

大阪市契約規則の一部を改正する規則

平成29年10月 6 日

大阪市長 吉 村 洋 文

大阪市規則第142号

大阪市契約規則の一部を改正する規則

大阪市契約規則（昭和39年大阪市規則第18号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項に次の1号を加える。

(8) 市長が別に定める業務委託契約

第3条第4項中「契約に」を「契約（第1項第8号に掲げる契約に該当する

ものを除く。)に」に改める。

別表第2教育長の項中「予定価格が30,000,000円を超えるものについては、契約管財局長に協議すること」を「予定価格30,000,000円以下のものに限る。」に改める。

附 則

- 1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の日前に締結された契約の変更及び解除については、この規則による改正後の大阪市契約規則第3条第1項及び第4項並びに別表第2の規定にかかわらず、なお従前の例による。

職員退職管理に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成29年9月28日

大阪市人事委員会
委員長 西村 捷三

大阪市人事委員会規則第14号

職員退職管理に関する規則の一部を改正する規則

職員退職管理に関する規則（平成24年大阪市人事委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

第14条第2号中「係長（担当係長、係に相当する事業所の長その他これらに相当する職にある者を含む。）の職を兼務する副参事の職並びに」を削る。

第23条を次のように改める。

（公表）

第23条 条例第5条第2項の規定により公表する人事委員会規則で定める事項は、同項第1号に該当する者にあつては、第1号、第2号、第4号から第7号まで及び第12号に掲げる事項とし、同項第2号に該当する者にあつては、第3号から第7号まで及び第12号に掲げる事項とし、同項第3号に該当する者にあつては、第1号、第2号及び第4号から第11号までに掲げる事項とし、同項第4号に該当する者にあつては、第1号、第2号及び第4号から第7号までに掲げる事項とする。

- (1) 氏名
- (2) 離職時の職
- (3) 離職時の所属名
- (4) 離職日
- (5) 再就職日
- (6) 再就職先の名称
- (7) 再就職先における地位
- (8) 関与した契約の主たる内容
- (9) 関与した契約の金額

- (10) 契約に関与した年度
- (11) 契約への関与の内容
- (12) 大阪市職員基本条例（平成24年大阪市条例第71号）第47条第1項に掲げる法人その他の団体（以下「再就職規制団体」という。）に再就職した旨
- 2 条例第5条第2項第3号に規定する人事委員会規則で定める本市と営利企業等との契約は、当該営利企業等に再就職した職員であった者（再就職規制団体に再就職した者を除く。）の離職前5年間に締結された契約であって、本市の支出した契約金額（当該期間のうち1の年度に複数の契約が締結されている場合はその合計額）が300万円以上のものとする。
- 3 条例第5条第2項第3号の契約の締結について本市において自らが関与した者として人事委員会規則で定める者は、随意契約の相手方の選定、請負工事の設計又は積算、物品供給等又は業務委託の仕様の決定その他これらに類する契約の相手方又は契約金額の決定に係る業務に関与した者（契約書の審査、入札の執行手続、予算の執行管理その他の間接的な事務のみに関与した者を除く。）とする。
- 4 条例第5条第2項第4号の人事委員会規則で定める期間は、過去10年間とする。
- 5 条例第5条第2項第4号の役員の地位に相当すると人事委員会規則で定めるものは、取締役、会計参与、監査役、執行役、理事又は監事とする。
- 6 条例第5条第2項第4号の法人その他の団体のうち人事委員会規則で定めるものは、再就職規制団体を除く法人その他の団体とする。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の職員の退職管理に関する規則第23条の規定は、この規則の施行の日の以後に離職した職員であった者について適用し、同日前に離職した職員であった者については、なお従前の例による。

（平29. 9. 28 揭示済）

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則を公布する。

平成29年 9 月 28 日

大阪市人事委員会
委員長 西村 捷三

大阪市人事委員会規則第15号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年大阪市人事委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

別表市長部局内部部局建設局の項中「、事業管理担当課長代理」を削る。

附 則

この規則は、平成29年10月 1 日から施行する。

(平29. 9. 28 揭示済)

規 程

大阪市水道局公印、記章及び証票規程の一部を改正する規程を公布する。

平成29年 9 月28日

大阪市水道局長 河 谷 幸 生

大阪市水道事業管理規程第12号

大阪市水道局公印、記章及び証票規程の一部を改正する規程

大阪市水道局公印、記章及び証票規程（昭和27年大阪市水道事業管理規程第6号）の一部を次のように改正する。

第4条第4項中「第2条第5号」を「第2条第7号」に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

(平29. 9. 28 揭示済)

告 示

大阪市告示第1306号

大阪市交通事業の設置等に関する条例を廃止する条例（平成29年大阪市条例第53号）は、平成30年4月1日から施行する。

平成29年 9 月25日

大阪市長 吉 村 洋 文

(交通局民営化推進室)

(平29. 9. 25 揭示済)

大阪市告示第1386号

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第49条の4第1項及び第49条の7第1項の規定により指定緊急避難場所及び指定避難所の指定を行ったので、第49条の4第3項及び第49条の7第2項の規定により、次のとおり公示する。

平成29年10月 6 日

大阪市長 吉 村 洋 文

1 指定緊急避難場所（津波避難施設）

施設名	所在地
大阪府立難波支援学校 大阪府立なにわ高等支援学校	浪速区木津川 2 丁目 3 番30号

〔以上、平成29年 4 月 1 日指定〕

2 指定緊急避難場所（津波避難施設）

施設名	所在地
市営秀野西住宅 2 号館	此花区西島 1 丁目12番
市営三先住宅10号館	港区三先 2 丁目17番
市営八幡屋第 2 住宅 4 号館	港区八幡屋 3 丁目10番
市営波除第 2 住宅 3 号館	港区波除 1 丁目 5 番
市営小林住宅 5 号館	大正区平尾 2 丁目23番
市営北村住宅 1 号館	大正区北村 2 丁目14番
市営浪速第 7 住宅 1 号館	浪速区浪速東 3 丁目 2 番14号
市営浪速第 6 住宅 1 号館	浪速区浪速西 2 丁目 2 番
市営浪速第 9 住宅 1 号館	浪速区浪速西 4 丁目 1 番50号
市営柏里第 2 住宅 4 号館	西淀川区柏里 3 丁目15番
市営御幣島住宅 1 号館	西淀川区御幣島 6 丁目10番
市営御幣島住宅 6 号館	西淀川区御幣島 6 丁目 7 番
市営出来島住宅 2 号館	西淀川区出来島 3 丁目 3 番
市営西中島住宅 1 号館	淀川区西中島 3 丁目11番
市営東三国住宅 3 号館	淀川区東三国 3 丁目 9 番
市営日之出住宅10号館	東淀川区西淡路 2 丁目 6 番
市営飛鳥西住宅 1 号館	東淀川区東中島 3 丁目 6 番
市営巽住宅 1 号館	生野区巽中 1 丁目18番12号
市営生江住宅 9 号館	旭区生江 3 丁目24番
市営生江住宅13号館	旭区生江 3 丁目17番
市営鳴野住宅 1 号館	城東区鳴野西 5 丁目 3 番
市営新北島住宅 1 号館	住之江区新北島 4 丁目 1 番
市営新北島住宅 2 号館	住之江区新北島 4 丁目 1 番
市営南港中住宅22号館	住之江区南港中 2 丁目 5 番
市営南港中住宅32号館	住之江区南港中 2 丁目 8 番
市営南港中住宅41号館	住之江区南港中 5 丁目 3 番
市営南港中住宅42号館	住之江区南港中 5 丁目 3 番
市営南港中住宅43号館	住之江区南港中 5 丁目 3 番
市営南港中住宅44号館	住之江区南港中 5 丁目 3 番
市営南港中住宅45号館	住之江区南港中 5 丁目 3 番
市営御崎住宅 8 号館	住之江区御崎 2 丁目14番
市営御崎第 2 住宅 1 号館	住之江区御崎 6 丁目 7 番
市営平林南第 2 住宅 2 号館	住之江区平林南 2 丁目 6 番
市営中加賀屋住宅 1 号館	住之江区中加賀屋 1 丁目 9 番
市営住吉住宅 6 号館	住吉区帝塚山東 5 丁目 3 番
市営上住吉住宅 3 号館	住吉区上住吉 1 丁目 1 番
市営浅香住宅 9 号館	住吉区浅香 2 丁目 1 番

市営南住吉第7住宅1号館	住吉区南住吉2丁目20番
市営出城通第5住宅1号館	西成区出城3丁目2番

〔以上、平成29年8月4日指定〕

3 指定避難所（災害時避難所）

施設名	所在地
大阪府立難波支援学校 大阪府立なにわ高等支援学校	浪速区木津川2丁目3番30号

〔以上、平成29年4月1日指定〕

(危機管理室危機管理課)



大阪市告示第1387号

計量法（平成4年法律第51号）第19条及び第21条の規定により特定計量器（取引や証明等に使用するばかり）の定期検査を実施する。

平成29年10月6日

大阪市長 吉 村 洋 文

1 特定計量器定期検査実施区域及び検査場所

平成29年

平 野 区

検 査 月 日	曜日	検 査 場 所	所 在 地
1 1 月 1 4 日	火	平 野 北 中 学 校	平野宮町1丁目8番55号
1 1 月 1 5 日	水	平 野 区 役 所	背戸口3丁目8番19号
1 1 月 1 6 日	木	瓜 破 中 学 校	瓜 破 2 丁 目 5 番 3 1 号
1 1 月 2 0 日	月	加 美 北 小 学 校	加美北7丁目4番10号
1 1 月 2 1 日	火	喜 連 小 学 校	喜 連 7 丁 目 6 番 4 号
1 1 月 2 2 日	木	加 美 南 部 小 学 校	加美南1丁目9番17号
1 1 月 2 4 日	金	長 吉 中 学 校	長吉長原東1丁目6番15号

2 所在場所における検査

特定計量器を土地又は建物その他の工作物に取り付けて使用する場合、その他特別な事由がある場合については別に検査するので、定期検査の前日までに大阪市港区田中3丁目1番126号「特定非営利活動法人大阪市計量協会」（電話06 - 6577 - 5884）まで問い合わせされたい。

3 実施する機関

大阪市指定定期検査機関 特定非営利活動法人大阪市計量協会

(経済戦略局 計量検査所)

大阪市告示第1388号

大阪市市税条例（平成29年大阪市条例第11号）第29条第1項第1号に規定する寄附金税額控除の対象となる寄附金として、平成29年8月31日から平成34年8月30日までの間に支出される次の法人に対する寄附金を指定したので、大阪市市税条例第29条第14項の規定に基づき告示する。

平成29年10月 6 日

大阪市長 吉 村 洋 文

法人の名称	法人の主たる事務所又は事業所の所在地
特定非営利活動法人ゆめ風基金	大阪市東淀川区東中島一丁目13番43号

(財政局税務部課税課)

大阪市告示1389号

大阪市契約規則（昭和39年大阪市規則第18号）第3条第1項第8号に規定する別に定める契約は、次のとおりとする。

平成29年10月 6 日

大阪市長 吉 村 洋 文

大阪市契約規則（昭和39年大阪市規則第18号）第3条第1項第8号に規定する別に定める契約は、次のとおりとする。

- (1) 一般競争入札又は入札に参加しようとする者を募集する指名競争入札（以下「公募型指名競争入札」という。）を電子入札システムで実施する業務委託契約のうち、別表に定める金額を超えるもの。
ただし、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の10の2第1項及び第2項（政令第167条の13において準用する場合を含む。）の規定により落札者を決定する方法（以下「総合評価競争入札」という。）及び単価契約を除く。
- (2) (1)の規定にかかわらず、別表に掲げる「その他の局長及び区長」が所管する一般競争入札又は公募型指名競争入札で実施する測量業務、建築関係の建設コンサルタント業務、土木関係の建設コンサルタント業務、地質調査業務及び補償コンサルタント業務の契約。
- (3) (1)及び(2)にかかる政令第167条の2第1項第8号に規定する随意契約（ただし、再度の入札に付し落札者がいないときに限る。）。
- (4) 総合評価一般競争入札評価会議開催要綱（平成24年2月29日制定）で定め

る、就職に向けた支援が必要な人の雇用・就業の促進等、本市の政策課題の解消に寄与することを目的とした総合評価競争入札を実施する契約。

附 則

この告示は、平成30年 4 月 1 日から施行する。

別表

局長又は区長	委任される金額の上限（円）
ICT戦略室長、人事室長、経済戦略局長、総務局長、市民局長、財政局長、福祉局長、健康局長、こども青少年局長、環境局長、都市整備局長、建設局長、港湾局長、消防局長及び教育長	2,000,000
その他の局長及び区長	1,000,000

（契約管財局契約部契約制度課）

大阪市告示1390号

平成28年大阪市告示第1416号（大阪市契約規則第3条の2第3項に規定する別に定める契約に関する告示）を次のように改正する。

平成29年10月 6 日

大阪市長 吉 村 洋 文

大阪市契約規則(昭和39年大阪市規則第18号)第3条の2第3項に規定する別に定める契約は、次のとおりとする。

- (1) 大阪市契約規則第3条第2項に規定する契約のうち、異なる局及び区が共同して物品又は役務を調達するため一括して一般競争入札を実施する契約

附 則

この告示は、平成30年 4 月 1 日から施行する。

（契約管財局契約部契約制度課）

大阪市告示第1391号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の規定に基づき許可した開発行為に関する工事が完了し、同法第36条第2項の規定による検査の結果適合していたので、同条第3項の規定により、次のとおり告示する。

平成29年10月 6 日

大阪市長 吉 村 洋 文

1 許可番号

平成29年 6 月19日大阪市指令都計（開）第20号

2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

大阪市鶴見区放出東1丁目6番6

3 許可を受けた者の住所及び氏名

大阪市鶴見区横堤4丁目26番31号

株式会社角建

代表取締役 角野 孝雄

4 新たに設置された公共施設

公共施設 の種類	概要		管理者	用地の 帰属	摘 要
	幅員（管径）	延長			
道路	4.000m	26.030m	開発者	開発者	すみ切り2カ 所含む
下水道	D=150mm	3.650m	大阪市	—	集水ますI型 インバート付 1カ所 新 設工

なお、関係図書は大阪市都市計画局開発調整部開発誘導課において閲覧することができる。

（都市計画局開発調整部開発誘導課）

大阪市告示第1392号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の規定に基づき許可した開発行為に関する工事が完了し、同法第36条第2項の規定による検査の結果適合していたので、同条第3項の規定により、次のとおり告示する。

平成29年10月 6 日

大阪市長 吉 村 洋 文

1 許可番号

平成29年7月24日大阪市指令都計（開）第26号

2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

大阪市鶴見区今津北三丁目6番3の一部（第1工区）

3 許可を受けた者の住所及び氏名

大阪府吹田市円山町19番2号

株式会社カツダ

代表取締役 勝田 純仁

4 新たに設置された公共施設

公共施設 の種類	概要		管理者	用地の 帰属	摘 要
	幅員（管径）	延長			
道路	0.000～ 1.000m	38.000m	開発者	開発者	拡幅

下水道	D=150mm	11.750m	大阪市	—	集水ますⅠ型 インバート付 2カ所 新設 工
-----	---------	---------	-----	---	---------------------------------

5 廃止された公共施設

公共施設 の種類	概要		管理者	用地の 帰属	摘 要
	幅員（管径）	延長			
下水道	D=150mm	8.900m	大阪市	—	集水ますⅠ型 2カ所 撤去 工

なお、関係図書は大阪市都市計画局開発調整部開発誘導課において閲覧することができる。

（都市計画局開発調整部開発誘導課）



大阪市告示第1393号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定に基づき、道路の位置を次のとおり指定した。

その関係図書は、大阪市都市計画局建築指導部建築企画課において一般の縦覧に供する。

平成29年10月 6 日

大阪市長 吉 村 洋 文

指定年月日及び指令番号

平成29年 9 月22日

大阪市指令都計建企第1016号

地 名	地 番	道路幅員	道路延長	摘 要
住吉区 南住吉4丁目	24番3の一部	m 4.00	m 14.74	袋路状道路

（都市計画局建築指導部建築企画課）



大阪市告示第1394号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第3号の規定に基づく次の道路について、大阪市建築基準法施行条例（平成12年大阪市条例第62号）第5条の規定により廃止を承認した。

その関係図書は、大阪市都市計画局建築指導部建築企画課において一般の縦覧に供する。

平成29年10月 6 日

大阪市長 吉 村 洋 文

廃止承認年月日及び指令番号

平成29年 9 月22日

大阪市指令都計建企第1012号

地 名	地 番	道路幅員	道路延長	摘 要
城東区 関目 2 丁目	8 番63の一部	m 4.00	m 45.00	袋路状道路

(都市計画局建築指導部建築企画課)

大阪市告示第1395号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第86条の2第1項の規定により、一の敷地とみなすこと等による制限の緩和について認定したので、同条第6項の規定により次のとおり公告する。

なお、その関係図書は、大阪市都市計画局建築指導部建築企画課において一般の縦覧に供する。

平成29年10月 6 日

大阪市長 吉 村 洋 文

1 認定年月日及び認定番号

平成29年 9 月25日 第183号

2 認定区域の名称

生野東住宅11・12・13号館

3 認定区域の位置

大阪生野区生野東四丁目138番 1、138番53

(都市計画局建築指導部建築企画課)

大阪市告示第1396号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第30号）第14条第4項によりその例によることとされた生活保護法第49条の規定により、医療機関を指定したので、生活保護法第55条の3及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項によりその例によることとされた生活保護法第55条の3の規定により告示する。

平成29年10月 6 日

大阪市長 吉 村 洋 文

①名称 ②所在地 ③指定年月日

①医療法人伯鳳会大阪陽子線クリニック ②大阪市此花区春日出中1丁目27番9号 ③平成29年8月1日

①笠井医院 ②大阪市大正区北村2丁目5番10号 ③平成29年8月1日

①大正病院附属産婦人科クリニック ②大阪市大正区三軒家東4丁目6番8号 ③平成29年8月1日

①千船病院 ②大阪市西淀川区福町3丁目2番39号 ③平成29年7月1日

①吉田医院 ②大阪市淀川区東三国6丁目18番27号 ③平成29年7月1日

①医療法人幸人会田島クリニック ②大阪市生野区田島5丁目5番31号 ③平成29年7月1日

①医療法人後藤診療所 ②大阪市東住吉区矢田2丁目10番16号 ③平成29年7月1日

①えがみ歯科医院 ②大阪市中央区内平野町1丁目5番8-101号 ③平成29年7月1日

①倉田歯科 ②大阪市淀川区西三国3丁目5番3号 ③平成29年7月1日

①コンパステナルクリニック大阪 ②大阪市東淀川区相川2丁目20番10-201号 ③平成29年7月1日

①深江橋歯科クリニック ②大阪市東成区深江北1丁目2番11号 ③平成29年7月1日

①大家薬局 ②大阪市港区弁天2丁目1番8-101号 ③平成29年7月1日

①大正共栄薬局 ②大阪市大正区三軒家東5丁目5番20号 ③平成29年7月1日

①サクラ薬局 ②大阪市西淀川区福町2丁目3番24号 ③平成29年8月1日

①のぞみ薬局 ②大阪市淀川区加島2丁目4番7号 ③平成29年7月1日

①しらかば薬局 ②大阪市阿倍野区阪南町5丁目23番15号 ③平成29年8月1日

①あけぼの薬局 住之江店 ②大阪市住之江区新北島7丁目1番48号 ③平成29年7月1日

①マリア Pharmacy ②大阪市住吉区长居東3丁目6番18号 ③平成29年8月1日

①花美月薬局 ②大阪市平野区喜連東1丁目7番21号 ③平成29年7月1日

①キリン堂薬局 岸里駅前店 ②大阪市西成区潮路1丁目10番13号 ③平成29年8月1日

①ベンテン薬局 ②大阪市西成区千本北1丁目10番13号 ③平成29年8月1日

①事業者名称 ②主たる事務所の所在地 ③事業所名 ④事業所の所在地 ⑤指定年月日

①株式会社MIRAI E ②大阪市北区大淀中2丁目11番8号 ③ミライエ訪問看護ステーション ④大阪市北区大淀中2丁目11番8号 ⑤平成29年8月1日

①株式会社グローバルケアプランニング ②大阪市浪速区塩草3丁目11番4号
③訪問看護ステーション延寿 ④大阪市浪速区塩草3丁目11番4-202号 ⑤
平成29年8月1日

①QOLS合同会社 ②大阪府東大阪市小若江3丁目10番22号 ③コルス訪問
看護ステーション ④大阪市住之江区東加賀屋1丁目10番21-315号 ⑤平成2
9年8月1日

①ナーシングヘルスケア株式会社 ②大阪市淀川区西中島3丁目18番9号 ③
訪問看護ステーション住之江 ④大阪市住之江区浜口西2丁目5番4号 ⑤平
成29年7月1日

①株式会社NBCナーシングサポート ②大阪市西区立売堀5丁目7番9号
③おはな訪問看護ステーション ④大阪市西成区玉出西1丁目1番4-602号
⑤平成29年8月1日

①株式会社シェリール ②大阪府豊中市春日町1丁目3番3号 ③ルミエール
訪問看護ステーション ④大阪市西成区潮路1丁目9番19-508号 ⑤平成29年
7月1日

(福祉局生活福祉部保護課)



大阪市告示第1397号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な
帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に
関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項によりその例によることとさ
れた生活保護法第50条の2の規定により、指定医療機関から変更の届出があつ
たので、生活保護法第55条の3及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに
永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14
条第4項によりその例によることとされた生活保護法第55条の3の規定によ
り告示する。

平成29年10月 6 日

大阪市長 吉 村 洋 文

①名称 ②所在地 ③変更年月日

①(旧):医療法人中尾こころのクリニック (新):中尾こころのクリニッ
ク ②大阪市大正区三軒家西2丁目18番5号 ③平成29年8月1日

①そがクリニック ②(旧):大阪市城東区永田3丁目9番5号 (新):大
阪市城東区永田3丁目2番6号 ③平成29年8月1日

①(旧):ライフ神山町薬局 (新):さくら薬局 大阪扇町通店 ②大阪市
北区神山町1番7号 ③平成29年8月1日

①(旧):三寶薬局 (新):みかん薬局 玉造店 ②大阪市中央区玉造1丁
目11番4号 ③平成29年8月1日

①(旧):ユタニ薬局 南堀江店 (新):さくら薬局 大阪南堀江店 ②大

阪市西区南堀江 4 丁目 4 番 20-102 号 ③平成29年 8 月 1 日

①（旧）：センター薬局 （新）：さくら薬局 大阪巽中店 ②大阪市生野区巽中 2 丁目 25 番 4 号 ③平成29年 8 月 1 日

①（旧）：パール薬局 （新）：さくら薬局 大阪南加賀屋店 ②大阪市住之江区南加賀屋 3 丁目 2 番 19 号 ③平成29年 8 月 1 日

①事業者名称 ②主たる事務所の所在地 ③事業所名 ④事業所の所在地 ⑤変更年月日

①有限会社 あじさい ②（旧）：大阪市淀川区十三東 3 丁目 5 番 12 号 （新）：大阪市淀川区木川西 3 丁目 5 番 13 号 ③あじさい訪問看護ステーションほのか

④（旧）：大阪市淀川区十三東 3 丁目 5 番 12-102 号 （新）：大阪市淀川区木川西 3 丁目 5 番 13-101 号 ⑤平成29年 5 月 1 日

（福祉局生活福祉部保護課）



大阪市告示第1398号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項によりその例によることとされた生活保護法第50条の2の規定により、指定医療機関から廃止の届出があったので、生活保護法第55条の3及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項によりその例によることとされた生活保護法第55条の3の規定により告示する。

平成29年10月 6 日

大阪市長 吉 村 洋 文

①名称 ②所在地 ③廃止年月日

①社会医療法人愛仁会千船病院 ②大阪市西淀川区佃 2 丁目 2 番 45 号 ③平成29年 6 月 30 日

①吉田医院 ②大阪市淀川区東三国 6 丁目 18 番 27 号 ③平成29年 6 月 30 日

①近藤内科クリニック ②大阪市東淀川区瑞光 4 丁目 1 番 18 号 ③平成29年 7 月 21 日

①医療法人幸人会田島クリニック ②大阪市生野区田島 6 丁目 2 番 26 号 ③平成29年 6 月 30 日

①深江橋歯科クリニック ②大阪市東成区深江北 1 丁目 2 番 11 号 ③平成29年 6 月 30 日

①こころ薬局 ②大阪市西区立売堀 5 丁目 6 番 22 号 ③平成29年 4 月 30 日

①大家薬局 ②大阪市港区弁天 2 丁目 1 番 8-101 号 ③平成29年 6 月 30 日

①大正共栄薬局 ②大阪市大正区三軒家東 5 丁目 5 番 20 号 ③平成29年 6 月 30 日

①中央薬局 ②大阪市天王寺区石ヶ辻町3-4誠祐ビル1階 ③平成29年7月31日

①のぞみ薬局 ②大阪市淀川区加島2丁目4番9号 ③平成29年6月30日

①津田薬局 ②大阪市生野区林寺2丁目1番5号 ③平成29年8月1日

①ファミリア薬局 ②大阪市住之江区新北島7丁目1番48号 ③平成29年6月30日

①花美月薬局 ②大阪市平野区喜連東1丁目7番21-101号 ③平成29年6月30日

①事業者名称 ②主たる事務所の所在地 ③事業所名 ④事業所の所在地 ⑤
廃止年月日

①株式会社NBCナーシングサポート ②大阪市西区立売堀5丁目7番9号

③おはな訪問看護ステーション ④大阪市福島区野田2丁目4番5号 ⑤平成
29年7月31日

(福祉局生活福祉部保護課)



大阪市告示第1399号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項によりその例によることとされた生活保護法第50条の2の規定により、指定医療機関から休止の届出があったので、生活保護法第55条の3及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項によりその例によることとされた生活保護法第55条の3の規定により告示する。

平成29年10月 6 日

大阪市長 吉 村 洋 文

①事業者名称 ②主たる事務所の所在地 ③事業所名 ④事業所の所在地 ⑤
休止年月日

①有限会社和敬堂 ②大阪市東淀川区豊里2丁目14番20号 ③リハビリ訪問看護ステーションげんきプラス ④大阪市東淀川区下新庄2丁目13番8-101号

⑤平成29年8月1日

(福祉局生活福祉部保護課)



大阪市告示第1400号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第51条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援

に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項によりその例によることとされた生活保護法第51条第1項の規定により、指定医療機関から辞退の届出があったので、生活保護法第55条の3及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項によりその例によることとされた生活保護法第55条の3の規定により告示する。

平成29年10月 6 日

大阪市長 吉 村 洋 文

①名称 ②所在地 ③辞退年月日

①高森歯科医院 ②大阪市西区阿波座1丁目15番16号 ③平成29年7月31日

①石田歯科医院 ②大阪市城東区東中浜3丁目3番6号 ③平成29年7月26日

（福祉局生活福祉部保護課）

大阪市告示第1401号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項によりその例によることとされた生活保護法第54条の2第1項の規定により、介護機関を指定したので、生活保護法第55条の3及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項によりその例によることとされた生活保護法第55条の3の規定により告示する。

平成29年10月 6 日

大阪市長 吉 村 洋 文

①事業者名称 ②主たる事務所の所在地 ③事業所名 ④事業所の所在地 ⑤介護機関別（指定年月日）

①有限会社法円坂薬局 ②大阪市中央区谷町4丁目3番2号 ③法円坂薬局 ④大阪市中央区谷町4丁目3番2号 ⑤居宅療養管理指導（平成29年7月1日）

介護予防居宅療養管理指導（平成29年7月1日）

①株式会社TMファシリティーズ ②大阪市中央区上汐2丁目2番12-201号

③ケアセンターあかり ④大阪市浪速区桜川4丁目11番16-40C号 ⑤訪問介護（平成29年8月1日） 介護予防訪問介護（平成29年8月1日） 訪問型サービス（独自）（平成29年8月1日）

①株式会社TMファシリティーズ ②大阪市中央区上汐2丁目2番12-201号

③ケアプランセンターあかり ④大阪市浪速区桜川4丁目11番16-40C号

⑤居宅介護支援（平成29年8月1日）

①有限会社ほたるケアサービス ②大阪市浪速区恵美須西1丁目5番3-102号 ③ほたるレントオール ④大阪市浪速区恵美須西1丁目5番3-102号 ⑤

福祉用具貸与（平成29年 8 月 1 日） 特定福祉用具販売（平成29年 8 月 1 日）

特定介護予防福祉用具販売（平成29年 8 月 1 日） 介護予防福祉用具貸与（平成29年 8 月 1 日）

①株式会社美咲 ②大阪府中央区平野町 3 丁目 1 番 2 号 ③介護付有料老人ホームみさき西三国 ④大阪市淀川区西三国 1 丁目 2 番 23 号 ⑤地域密着型特定施設入居者生活介護（短期利用以外）（平成29年 8 月 1 日）

①土井亮 ②兵庫県西宮市甲子園五番町 6 番 16 号 ③土井歯科医院 ④大阪市淀川区塚本 2 丁目 13 番 28 号 ⑤居宅療養管理指導（平成29年 7 月 1 日）

①吉田健二 ②大阪府中央区北浜東 4 番 24-901 号 ③吉田歯科医院 ④大阪市東成区大今里西 1 丁目 26 番 5-201 号 ⑤居宅療養管理指導（平成29年 8 月 1 日） 介護予防居宅療養管理指導（平成29年 8 月 1 日）

①株式会社ネットワールド ②大阪市西区北堀江 1 丁目 2 番 22 号 ③訪問介護サービス笑寿 ④大阪市生野区鶴橋 2 丁目 9 番 4 号 ⑤訪問介護（平成29年 7 月 1 日） 介護予防訪問介護（平成29年 7 月 1 日） 訪問型サービス（独自）（平成29年 7 月 1 日）

①有限会社ハーベスト ②大阪市鶴見区放出東 3 丁目 32 番 13 号 ③マックファーマシー薬局 ④大阪市鶴見区放出東 3 丁目 32 番 7 号 ⑤居宅療養管理指導（平成29年 8 月 1 日）

①宮田明 ②大阪府藤井寺市恵美坂 1 丁目 16 番 7 号 ③フラワー歯科 ④大阪市住吉区苅田 3 丁目 6 番 3 号 ⑤居宅療養管理指導（平成29年 8 月 1 日） 介護予防居宅療養管理指導（平成29年 8 月 1 日）

①株式会社ライフケア森本 ②大阪市平野区長吉出戸 6 丁目 14 番 38 号 ③グループホーム四季はる ④大阪市平野区長吉出戸 6 丁目 14 番 38 号 ⑤認知症対応型共同生活介護（短期利用）（平成29年 7 月 1 日） 介護予防認知症対応型共同生活介護（短期利用）（平成29年 7 月 1 日）

①株式会社ファーマみらい ②東京都世田谷区代沢 5 丁目 2 番 1 号 ③ハートフル薬局 ④大阪市西成区鶴見橋 1 丁目 6 番 10 号 ⑤居宅療養管理指導（平成29年 8 月 1 日） 介護予防居宅療養管理指導（平成29年 8 月 1 日）

（福祉局生活福祉部保護課）



大阪市告示第1402号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項によりその例によることとされた生活保護法第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関から変更の届出があったので、生活保護法第55条の3及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律

第14条第4項によりその例によることとされた生活保護法第55条の3の規定により告示する。

平成29年10月 6 日

大阪市長 吉 村 洋 文

①事業者名称 ②主たる事務所の所在地 ③事業所名 ④事業所の所在地 ⑤
介護機関別（変更年月日）

①クラフト株式会社 ②東京都千代田区丸の内1丁目1番1号 ③（旧）：ラ
イフ神山町薬局 （新）：さくら薬局大阪扇町通店 ④大阪市北区神山町1番
7号 ⑤居宅療養管理指導（平成29年8月1日） 介護予防居宅療養管理指導
（平成29年8月1日）

①クラフト株式会社 ②東京都千代田区丸の内1丁目1番1号 ③（旧）：ユ
タニ薬局本庄店 （新）：さくら薬局大阪本庄西店 ④大阪市北区本庄西2丁
目5番20号 ⑤居宅療養管理指導（平成29年8月1日） 介護予防居宅療養管
理指導（平成29年8月1日）

①社会福祉法人大阪暁明館 ②（旧）：大阪市此花区春日出中1丁目22番12号
（新）：大阪市此花区西九条5丁目4番8号 ③（旧）：おとしよりすこや
かケアプランセンター西部 （新）：暁ケアプランセンター ④（旧）：大阪
市此花区西九条5丁目3番51号 （新）：大阪市此花区春日出中1丁目27番13
－302号 ⑤居宅介護支援（平成29年9月1日）

①医療法人此花博愛会 ②大阪市此花区春日出北1丁目1番25号 ③ヘルパー
ステーションさくら ④（旧）：大阪市此花区梅香1丁目10番8号 （新）：
大阪市此花区春日出北1丁目1番25号3階 ⑤訪問介護（平成29年7月1日）
介護予防訪問介護（平成29年7月1日） 訪問型サービス（独自）（平成29
年7月1日）

①株式会社 a . i . u ②大阪府枚方市長尾西町2丁目10番22号 ③（旧）：
三寶薬局 （新）：みかん薬局玉造店 ④大阪府中央区玉造1丁目11番4号
⑤居宅療養管理指導（平成29年8月1日） 介護予防居宅療養管理指導（平成
29年8月1日）

①クラフト株式会社 ②東京都千代田区丸の内1丁目1番1号 ③（旧）：ユ
タニ薬局南堀江店 （新）：さくら薬局大阪南堀江店 ④大阪市西区南堀江4
丁目4番20号 ⑤居宅療養管理指導（平成29年8月1日） 介護予防居宅療養
管理指導（平成29年8月1日）

①（旧）：株式会社上六調剤薬局 （新）：うえろく株式会社 ②（旧）：大
阪市天王寺区上本町8丁目4番11号 （新）：大阪市天王寺区石ヶ辻町3番13
－104号 ③うえろくケアプランセンター ④大阪市天王寺区上本町8丁目4番
11号 ⑤居宅介護支援（平成29年7月28日）

①（旧）：株式会社 上六調剤薬局 （新）：うえろく株式会社 ②大阪市天
王寺区石ヶ辻町6番13－104号 ③ライフマーク天王寺 ④大阪市天王寺区勝
山4丁目9番14－101号 ⑤福祉用具貸与（平成29年7月28日） 特定福祉用
具販売（平成29年7月28日） 特定介護予防福祉用具販売（平成29年7月28日）

) 介護予防福祉用具貸与(平成29年 7 月28日)

①有限会社 セイアイスター ②大阪市東淀川区淡路5丁目2番8号 ③ケアプランセンターセイアイスター ④(旧):大阪市東淀川区淡路5丁目2番8号 (新):大阪市東淀川区東中島5丁目24番10号 ⑤居宅介護支援(平成28年4月1日)

①(旧):有限会社中央薬局 (新):株式会社中央薬局 ②(旧):大阪市西成区長橋1丁目2番8号 (新):兵庫県芦屋市大槻町1番18号 ③中央薬局 ④大阪市東淀川区小松4丁目10番12号 ⑤居宅療養管理指導(平成28年9月1日) 介護予防居宅療養管理指導(平成28年9月1日)

①株式会社L'uminous ②(旧):大阪市生野区巽南2丁目7番31号 (新):大阪市北区梅田2丁目2番2号19F ③おかりんの郷 ④(旧):大阪市生野区巽南2丁目7番31号 (新):大阪市生野区巽中3丁目1番9-C号室 ⑤訪問介護(平成29年5月1日) 介護予防訪問介護(平成29年5月1日) 訪問型サービス(独自)(平成29年5月1日)

①クラフト株式会社 ②東京都千代田区丸の内1丁目1番1号 ③(旧):センター薬局 (新):さくら薬局大阪巽中店 ④大阪市生野区巽中2丁目25番4号 ⑤居宅療養管理指導(平成29年8月1日) 介護予防居宅療養管理指導(平成29年8月1日)

①SOMPOケアメッセージ株式会社 ②(旧):岡山市南区西市552番地1 (新):東京都品川区東品川4丁目12番8号 ③そんぼの家生野巽中 ④大阪市生野区巽中4丁目6番25号 ⑤特定施設入居者生活介護(短期利用以外)(平成29年7月1日) 介護予防特定施設入居者生活介護(平成29年7月1日)

①株式会社介護ステーション咲花 ②大阪市鶴見区諸口4丁目5番32号 ③介護ステーション咲花 ④(旧):大阪市鶴見区横堤3丁目10番37-405号 (新):大阪市鶴見区諸口3丁目1番28号 ⑤訪問介護(平成29年7月1日) 介護予防訪問介護(平成29年7月1日) 訪問型サービス(独自)(平成29年7月1日)

①特定非営利活動法人エフ・エー ②(旧):大阪市阿倍野区王子町1丁目11番11号 (新):大阪市阿倍野区阪南町3丁目31番15号 ③(旧):はなまる介護サービス (新):特定非営利活動法人エフ・エーはなまる介護 ④(旧):大阪市阿倍野区阪南町3丁目31番15号 (新):大阪市阿倍野区桃ヶ池町2丁目11番20号 ⑤訪問介護(平成29年7月4日) 介護予防訪問介護(平成29年7月4日) 訪問型サービス(独自)(平成29年7月4日)

①(旧):株式会社上六調剤薬局 (新):うえろく株式会社 ②大阪市天王寺区石ヶ辻町6番13-104号 ③ライフマーク阿倍野 ④大阪市阿倍野区西田辺町1丁目12番12号 ⑤福祉用具貸与(平成29年7月28日) 特定福祉用具販売(平成29年7月28日) 特定介護予防福祉用具販売(平成29年7月28日) 介護予防福祉用具貸与(平成29年7月28日)

①クラフト株式会社 ②東京都千代田区丸の内1丁目1番1号 ③(旧):パール薬局 (新):さくら薬局大阪南加賀屋店 ④大阪府大阪市住之江区南加

賀屋3丁目2番19号 ⑤居宅療養管理指導（平成29年8月1日） 介護予防居宅療養管理指導（平成29年8月1日）

①株式会社 HCM ②東京都港区東麻布1丁目28番13号 ③アミカ住吉介護センター ④（旧）：大阪市住吉区長居東2丁目2番18-802号 （新）：大阪市住吉区上住吉2丁目2番32-303号 ⑤訪問介護（平成28年11月1日）
介護予防訪問介護（平成28年11月1日）

①社会福祉法人あさか会 ②大阪市住吉区浅香2丁目2番57号 ③ケアプランセンター夢家 ④（旧）：大阪市住吉区浅香1丁目6番27号 （新）：大阪市住吉区我孫子東3丁目14番5号 ⑤居宅介護支援（平成28年5月10日）

①SOMPOケアメッセージ株式会社 ②（旧）：岡山市南区西市522番地1（新）：東京都品川区東品川4丁目12番8号 ③メッセージケアプランセンター長居 ④大阪市住吉区大領5丁目1番5号 ⑤居宅介護支援（平成29年7月1日）

①SOMPOケアメッセージ株式会社 ②（旧）：岡山県岡山市南区西市5丁目22番地1 （新）：東京都品川区東品川4丁目12番8号 ③メッセージケアプランセンター長居公園 ④大阪府大阪市住吉区長居東3丁目18番33号 ⑤居宅介護支援（平成29年7月1日）

①エルケア株式会社 ②（旧）：東京都港区六本木6丁目10番1号 （新）：大阪市北区中崎西2丁目4番12号 ③エルケア大阪東住吉ケアセンター ④大阪市東住吉区西今川2丁目16番6号 ⑤訪問介護（平成26年7月1日） 介護予防訪問介護（平成26年7月1日）

①有限会社ふるさわ ②大阪市東住吉区山坂3丁目6番17号 ③介護ステーションふるさわ ④（旧）：大阪市東住吉区東田辺1丁目1番8号 （新）：大阪市東住吉区山坂3丁目6番17号 ⑤訪問型サービス（独自）（平成29年4月1日）

①SOMPOケアメッセージ株式会社 ②（旧）：岡山県岡山市南区西市522番地1 （新）：東京都品川区東品川4丁目12番8号 ③メッセージケアプランセンター田辺 ④大阪市東住吉区田辺1丁目5番12号 ⑤居宅介護支援（平成29年7月1日）

①株式会社虹のかけはし ②大阪市平野区喜連西3丁目17番12号 ③介護センターおかあさん ④（旧）：大阪市平野区喜連5丁目2番48号 （新）：大阪市平野区瓜破西1丁目1番19号 ⑤訪問介護（平成29年6月24日） 居宅介護支援（平成29年6月24日） 介護予防訪問介護（平成29年6月24日） 訪問型サービス（独自）（平成29年6月24日）

①株式会社やまねメディカル ②東京都中央区八重洲2丁目2番1号 ③（旧）：デイサービスセンターなごやか平野南 （新）：かがやきデイサービス平野南 ④（旧）：大阪市平野区平野南3丁目8番20号 （新）：大阪市平野区平野南3丁目8番20号 ⑤通所型サービス（独自）（平成29年4月1日）

①SOMPOケアメッセージ株式会社 ②（旧）：岡山市南区西市522番1号（新）：東京都品川区東品川4丁目12番8号 ③メッセージケアプランセンタ

一 天下茶屋 ④大阪市西成区花園南 2 丁目 5 番 10 号 ⑤居宅介護支援（平成29年 7 月 1 日）

（福祉局生活福祉部保護課）

大阪市告示第1403号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の 2 第 4 項において準用する同法第50条の 2 及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第30号）第14条第 4 項によりその例によることとされた生活保護法第54条の 2 第 4 項において準用する同法第50条の 2 の規定により、指定介護機関から廃止の届出があったので、生活保護法第55条の 3 及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第 4 項によりその例によることとされた生活保護法第55条の 3 の規定により告示する。

平成29年10月 6 日

大阪市長 吉 村 洋 文

①事業者名称 ②主たる事務所の所在地 ③事業所名 ④事業所の所在地 ⑤介護機関別（廃止年月日）

①有限会社法円坂薬局 ②大阪市中心区谷町 4 丁目 3 番 2 号コウノビル 1 階
③法円坂薬局 ④大阪市中心区谷町 4 丁目 3 番 2 号コウノビル 1 階 ⑤居宅療養管理指導（平成26年 7 月 1 日） 介護予防居宅療養管理指導（平成26年 7 月 1 日）

①株式会社 TM ファシリティーズ ②大阪市中心区上汐 2 丁目 2 番 12-201 号
③ケアセンターあかり ④大阪市中心区三軒家東 6 丁目 9 番 10 号 1 階 ⑤訪問介護（平成29年 7 月 31 日） 介護予防訪問介護（平成29年 7 月 31 日） 訪問型サービス（独自）（平成29年 7 月 31 日）

①株式会社 TM ファシリティーズ ②大阪市中心区上汐 2 丁目 2 番 12-201 号
③ケアプランセンターあかり ④大阪市中心区三軒家東 6 丁目 9 番 10 号 1 階
⑤居宅介護支援（平成29年 7 月 31 日）

①株式会社 ネットワールド ②大阪市中心区北堀江 1 丁目 2 番 22 号 ③訪問介護サービス笑寿 ④大阪市中心区大今里西 3 丁目 16 番 9 号 エイチ・ツー・オー第 6 ビル 2 H ⑤訪問介護（平成29年 6 月 30 日） 介護予防訪問介護（平成29年 6 月 30 日） 訪問型サービス（独自）（平成29年 6 月 30 日）

①有限会社 しらゆり ケアプランセンター ②大阪市中心区中道 3 丁目 10 番 16 号
③しらゆり ケアプランセンター ④大阪市中心区東中浜 3 丁目 6 番 10 号 ⑤居宅介護支援（平成29年 7 月 31 日）

①特定非営利活動法人 ディアワン ②大阪市中心区阿倍野区王子町 2 丁目 8 番 12 号
③訪問看護ステーションディアワン ④大阪市中心区阿倍野区北畠 1 丁目 13 番 3

号 ⑤訪問看護（平成29年 8 月31日） 介護予防訪問看護（平成29年 8 月31日）

①有限会社クリハラ ②大阪市住吉区清水丘 1 丁目15番12号 ③ファミリア薬局 ④大阪市住之江区新北島 7 丁目 1 番48号 ⑤居宅療養管理指導（平成29年 6 月30日） 介護予防居宅療養管理指導（平成29年 6 月30日）

①有限会社ほたるケアサービス ②大阪市浪速区恵美須西 1 丁目 5 番 3 号 ③ほたるレントオール ④大阪市西成区天下茶屋北 1 丁目 6 番 4 号 ⑤福祉用具貸与（平成29年 7 月31日） 特定福祉用具販売（平成29年 7 月31日） 特定介護予防福祉用具販売（平成29年 7 月31日） 介護予防福祉用具貸与（平成29年 7 月31日）

（福祉局生活福祉部保護課）

大阪市告示第1404号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の 2 第 4 項において準用する同法第50条の 2 及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第30号）第14条第 4 項によりその例によることとされた生活保護法第54条の 2 第 4 項において準用する同法第50条の 2 の規定により、指定介護機関から休止の届出があったので、生活保護法第55条の 3 及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第 4 項によりその例によることとされた生活保護法第55条の 3 の規定により告示する。

平成29年10月 6 日

大阪市長 吉 村 洋 文

①事業者名称 ②主たる事務所の所在地 ③事業所名 ④事業所の所在地 ⑤介護機関別（休止年月日）

①有限会社和敬堂 ②大阪市東淀川区豊里 2 丁目14番20号 ③リハビリ訪問看護ステーションげんきプラス ④大阪市東淀川区下新庄 2 丁目13番 8 号プレアール下新庄Ⅲ101号 ⑤訪問看護（平成29年 8 月 1 日） 介護予防訪問看護（平成29年 8 月 1 日）

（福祉局生活福祉部保護課）

大阪市告示第1405号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の 2 第 4 項において準用する同法第51条第 1 項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第30

号) 第14条第4項によりその例によることとされた生活保護法第54条の2第4項において準用する同法第51条第1項の規定により、指定介護機関から辞退の届出があったので、生活保護法第55条の3及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項によりその例によることとされた生活保護法第55条の3の規定により告示する。

平成29年10月 6 日

大阪市長 吉 村 洋 文

①事業者名称 ②主たる事務所の所在地 ③事業所名 ④事業所の所在地 ⑤
介護機関別(辞退年月日)

①高森良一 ②大阪市西区阿波座1丁目15番16号丸栄西本町ビル2F ③高森
歯科医院 ④大阪市西区阿波座1丁目15番16号丸栄西本町ビル2F ⑤居宅療
養管理指導(平成29年7月31日) 介護予防居宅療養管理指導(平成29年7月
31日)

(福祉局生活福祉部保護課)

大阪市告示第1406号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項によりその例によることとされた生活保護法第55条第1項の規定により、施術機関を指定したので、生活保護法第55条の3及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項によりその例によることとされた生活保護法第55条の3の規定により告示する。

平成29年10月 6 日

大阪市長 吉 村 洋 文

①施術者名 ②施術所名 ③所在地 ④指定年月日

①河本 直紀 ②みらい整骨院 ③大阪市福島区鷺洲5丁目1番12号 ④平成
29年7月1日

①谷川 文彦 ②爽体庵整骨院 ③大阪市中心区南船場4丁目10番18-304号
④平成29年8月1日

①山川 秀則 ②整骨院リボン ③大阪市西区新町3丁目5番22号 ④平成29
年8月4日

①川畑 仁志 ②にこやか整骨院 ③大阪市港区八幡屋2丁目2番1号 ④平
成29年8月1日

①中村 竜仁 ②上真整骨院 ③大阪市大正区三軒家東4丁目5番15-101号
④平成29年6月27日

①松山 大樹 ②ひまわり整骨院 ③大阪市東成区中本5丁目14番14号 ④平

成29年 8 月 1 日

①青木 大 ②にこにこ整骨院 ③大阪市平野区平野宮町1丁目2番2号 ④

平成29年 8 月 1 日

①田村 潤一 ②ヒゲの鍼灸整骨院 ③大阪市平野区加美東4丁目3番40号

④平成29年 8 月 9 日

①正野 修 ②しょうの整骨院 ③大阪市西成区天神ノ森2丁目8番14-305号

④平成29年 8 月 1 日

①阪本 典子 ②ぷらす整骨院 天六院 ③大阪市北区長柄西1丁目2番1号

④平成29年 8 月 1 日

①新井 諄 ②鍼灸治療室 CHU ③大阪市淀川区塚本3丁目4番3-303号

④平成29年 7 月18日

①梁 日(梁村 日) ②(往療専門) ③大阪市生野区田島2丁目3番21号

④平成29年 8 月 1 日

①皆木 直人 ②みなぎ施術所 ③大阪市旭区森小路1丁目3番32号 ④平成

29年 8 月 3 日

①則定 邦彦 ②のりさだ鍼灸院 ③大阪市住之江区中加賀屋3丁目5番13号

④平成29年 7 月 5 日

①白石 昌嗣 ②鍼灸マッサージ院 エスポワール ③大阪市東住吉区矢田4

丁目18番8-201号 ④平成29年 7 月21日

①永友 貴志 ②鍼灸マッサージ院 エスポワール ③大阪市東住吉区矢田4

丁目18番8-201号 ④平成29年 7 月21日

①渡邊 亜樹 ②鍼灸マッサージ院 エスポワール ③大阪市東住吉区矢田4

丁目18番8-201号 ④平成29年 7 月21日

①田村 潤一 ②ヒゲの鍼灸整骨院 ③大阪市平野区加美東4丁目3番40号 ④

平成29年 8 月 9 日

①辻脇 新 ②住吉鍼灸院 ③大阪市平野区加美北8丁目8番24-403号 ④平

成29年 7 月 1 日

①藤谷 翔兵 ②住吉鍼灸院 ③大阪市平野区加美北8丁目8番24-403号 ④

平成29年 7 月 1 日

①松本 一生 ②マッサージレイス治療院 大阪みなと ③大阪市港区弁天4

丁目9番25-201号 ④平成29年 8 月10日

①河上 三千代 ②KE i ROW大阪城東ステーション ③大阪市城東区鳴野

西4丁目10番14号 ④平成29年 7 月31日

①渡邊 亜樹 ②鍼灸マッサージ院 エスポワール ③大阪市東住吉区矢田4

丁目18番8-201号 ④平成29年 7 月21日

①寺崎 輝 ②咲きはじめ治療院 ③大阪市西成区千本中1丁目3番23-201号

④平成29年 8 月10日

(福祉局生活福祉部保護課)



大阪市告示第1407号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項において準用する同法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項によりその例によることとされた生活保護法第55条第2項において準用する同法第50条の2の規定により、指定施術機関から変更の届出があったので、生活保護法第55条の3及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項によりその例によることとされた生活保護法第55条の3の規定により告示する。

平成29年10月 6 日

大阪市長 吉 村 洋 文

①施術者名 ②施術所名 ③所在地 ④変更年月日

①（旧）：坂本 世志美 （新）：平林 世志美 ②KE i ROW大阪城東ステーション ③大阪市城東区鳴野西4丁目10番14号 ④平成29年 7 月31日

（福祉局生活福祉部保護課）

大阪市告示第1408号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項において準用する同法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項によりその例によることとされた生活保護法第55条第2項において準用する同法第50条の2の規定により、指定施術機関から廃止の届出があったので、生活保護法第55条の3及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項によりその例によることとされた生活保護法第55条の3の規定により告示する。

平成29年10月 6 日

大阪市長 吉 村 洋 文

①施術者名 ②施術所名 ③所在地 ④廃止年月日

①樫原 尚兵 ②みらい整骨院 ③大阪市福島区鷺洲5丁目1番12号 ④平成29年 4 月24日

①中村 竜仁 ②上真整骨院 ③大阪市大正区泉尾1丁目13番9号 ④平成29年 6 月26日

①川本 泰弘 ②すみれ鍼灸整骨院 ③大阪市東住吉区照ヶ丘矢田1丁目11番3-B号 ④平成29年 5 月31日

①池口 香苗 ②もみじ整骨院 ③大阪市西成区萩之茶屋3丁目8番19号 ④

平成29年 6 月30日

①赤尾 康子 ②木村鍼灸院 ③大阪市都島区友渚町 2 丁目 3 番15号 ④平成
29年 7 月21日

①阿部 香織 ②木村鍼灸院 ③大阪市都島区友渚町 2 丁目 3 番15号 ④平成
29年 8 月 1 日

①尾崎 淳弥 ②おおたき鍼灸院 ③大阪市都島区友渚町 1 丁目 4 番 2 -501号
④平成29年 7 月31日

①各見 日香里 ②ゆるけあ鍼灸整骨院 ③大阪市大正区小林西 2 丁目 3 番 7
号 ④平成29年 7 月25日

①則定 邦彦 ②住之江鍼灸センター ③住之江区西加賀屋 2 丁目 4 番 2 号
④平成29年 4 月 8 日

①赤尾 康子 ②木村鍼灸院 ③大阪市都島区友渚町 2 丁目 3 番15号 ④平成
29年 7 月21日

①阿部 香織 ②木村鍼灸院 ③大阪市都島区友渚町 2 丁目 3 番15号 ④平成
29年 8 月 1 日

①北川 智也 ②まごころ鍼灸マッサージ院 ③大阪市中心区南船場 3 丁目 6
番27号 ④平成29年 8 月 1 日

(福祉局生活福祉部保護課)



大阪市告示第1409号

道路法(昭和27年法律第180号)第71条第3項の規定により、次のとおり公告
する。

平成29年10月 6 日

大阪市長 吉 村 洋 文

次の道路上にある物件は、道路法第43条の規定に違反するので、平成29年10
月20日までに除却されたい。

その日までに除却されない場合は、市長又はその命じた者若しくは委任した
者が除却する。

NO	種 類	場 所
1	自動二輪車 (スズキ 黒色)	都島区友渚町 1 丁目 3 番 先
2	自動二輪車 (キムコ 黒色)	都島区中野町 2 丁目 8 番 先
3	自動二輪車 (不明 赤色)	東住吉区湯里 6 丁目 5 番 先

(建設局総務部路政課)

大阪市告示第1410号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように市道の区域を変更する。

その関係図面は、大阪市建設局において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成29年10月 6 日

大阪市長 吉 村 洋 文

路線名	区 間	旧 新 別	敷地の 幅 員	敷地の 延 長
阿倍野区 第 931 号線	阿倍野区丸山通 1 丁目 3 番 40 地から 同 区同 1 丁目 3 番 40 地まで	旧	m 3.11～ 3.54	m 16.06
		新	3.74～ 4.15	16.06
阿倍野区 第 1077 号線	阿倍野区丸山通 1 丁目 3 番 1 地から 同 区同 1 丁目 3 番 1 地まで	旧	m 0.91	m 27.94
		新	2.45～ 4.50	27.94

(建設局総務部管財課)

大阪市告示第1411号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のように市道の供用を開始する。

その関係図面は、大阪市建設局において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成29年10月 6 日

大阪市長 吉 村 洋 文

路線名	区 間	供用開始の期日
阿倍野区 第931号 線	阿倍野区丸山通 1 丁目 3 番40地から 同 区同 1 丁目 3 番40地まで	告示の日
阿倍野区 第1077号 線	阿倍野区丸山通 1 丁目 3 番 1 地から 同 区同 1 丁目 3 番 1 地まで	告示の日

(建設局総務部管財課)

大阪市告示第1412号

平成29年大阪市告示第1267号（市道の一部廃道）の一部を次のように訂正する。

平成29年10月 6 日

大阪市長 吉 村 洋 文

路線名の項中「西淀川区第664号線」を「西淀川区第644号線」に訂正する。

(建設局総務部管財課)

大阪市告示第1413号

次のとおり落札者等について公示する。

平成29年10月 6 日

大阪市長 吉 村 洋 文

[掲載順序]

◎契約担当（所在地）

①調達件名、調達方法 ②契約方式 ③落札決定日 ④落札者 ⑤落札金額
⑥入札公告日又は公示日

◎会計室会計企画担当（大阪市北区中之島 1 丁目 3 番20号）

①平成29年度 P P C 用紙 買入下半期（単価契約）第 1 ブロック ②一般
③29. 9. 11 ④(株)大塚商会LA関西営業部 大阪市福島区福島 6 丁目14番 1
号 ⑤A 4 0. 4968円 A 3 0. 9936円 B 4 0. 6955円 ⑥29. 7. 14
①平成29年度 P P C 用紙 買入下半期（単価契約）第 2 ブロック ②一般
③29. 9. 11 ④丸楽紙業（株） 大阪市中央区上町 1 丁目26番14号 ⑤A 4
0. 5076円 A 3 1. 0044円 B 4 0. 7106円 ⑥29. 7. 14

- ①平成29年度P P C用紙 買入下半期（単価契約）第3ブロック ②一般
③29. 9. 11 ④(株)大塚商会LA関西営業部 大阪市福島区福島6丁目14番1
号 ⑤A 4 0. 4968円 A 3 0. 9936円 B 4 0. 6955円 ⑥29. 7. 14
①平成29年度P P C用紙 買入下半期（単価契約）第4ブロック ②一般
③29. 9. 11 ④(株)大塚商会LA関西営業部 大阪市福島区福島6丁目14番1
号 ⑤A 4 0. 4968円 A 3 0. 9936円 B 4 0. 6955円 ⑥29. 7. 14
(会計室会計企画担当)

大阪市告示第1414号

次のとおり落札者等について公示する。

平成29年10月6日

大阪市長 吉 村 洋 文

[掲載順序]

◎契約担当（所在地）

- ①調達件名、数量（予定数量）及び調達方法 ②契約方式 ③落札決定日
（随意契約の場合は契約相手方を決定した日） ④落札者（随意契約の場合
は契約相手方） ⑤落札金額（随意契約の場合は契約金額） ⑥入札公告日
又は公示日 ⑦随意契約の場合はその理由

◎教育委員会事務局総務部総務課（大阪市北区中之島1丁目3番20 大阪市役 所3階）

- ①上福島小学校仮設校舎一式 借入 ②一般 ③29. 8. 1 ④東海リース
（株） 大阪支店 大阪市北区天神橋2丁目北2番6号 ⑤95, 040, 000円
⑥29. 6. 2
①都島中学校仮設校舎一式 借入 ②一般 ③29. 8. 8 ④大和リース
（株） 大阪本店 大阪市中央区備後町1丁目5番2号 ⑤92, 448, 000円
⑥29. 6. 9
①大阪市立デザイン教育研究用コンピュータ機器一式 長期借入 ②一般
③29. 8. 31 ④日立キャピタル(株) 法人事業本部 関西法人支店 大阪市
淀川区宮原3丁目3番31号 ⑤69, 271, 200円 ⑥29. 6. 30
①校園ネットワークシステム用サーバ装置等一式 長期借入 ②一般 ③
29. 8. 31 ④(株) J E C C 東京都千代田区丸の内3丁目4番1号
⑤81, 356, 400円 ⑥29. 6. 30
①南住吉小学校仮設校舎一式 借入 ②一般 ③29. 8. 31 ④東海リース
（株） 大阪支店 大阪市北区天神橋2丁目北2番6号 ⑤68, 904, 000円
⑥29. 6. 16

(教育委員会事務局総務部総務課)

大阪市告示第1415号

次の施設について、大阪市立防災センター条例（昭和56年大阪市条例第43号）第4条第2項の規定により、次のとおり休館日の変更を承認したので、同条第3項の規定により告示する。

平成29年10月 6 日

大阪市長 吉 村 洋 文

施 設 名	変 更 内 容
大阪市立阿倍野防災センター	平成29年11月 8 日 開館

（消防局予防部予防課）

**大阪市告示第1416号**

一般競争入札を執行するので、次のとおり公告する。

平成29年10月 6 日

大阪市長 吉 村 洋 文

1 担当

〒550-8566 大阪市西区九条南 1 丁目12番54号
 大阪市消防局総務部総務課（調達）
 電話 06-4393-6051

2 入札に付する事項

- (1) 役務の名称及び数量
 応急手当普及啓発業務委託 長期継続 一式
- (2) 役務の特質等 入札説明書による。
- (3) 履行期間 平成30年 4 月 1 日から平成33年 3 月31日まで
- (4) 履行場所 大阪市内各消防署本署、その他当局が指定する場所
- (5) 本件業務の入札は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第3項及び地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10の2第1項及び第2項の規定による低入札価格調査制度を併用した総合評価一般競争入札を適用する。

3 入札参加資格

次に掲げる要件のすべてに該当し、本市の入札参加資格審査において、その資格を認められた者は入札に参加することができる。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること
- (2) 大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置（以下「停止措置」という。）を受けていないこと
- (3) 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと及び同要綱別表に掲げるいずれの措置要件にも該当しないこと

- (4) 平成29・30年度本市入札参加有資格者名簿（物品供給等・業務委託）に登録されており、入札参加申請締切時点において、業務委託種目「13その他代行 09 研修」又は「13 その他代行 26 その他」で登録していること

- (5) 資本関係・人的関係に関する調書を提出できること

4 関係会社の参加制限

入札説明書による。

5 入札説明書等の交付場所等

- (1) 入札説明書等の交付場所及び当該入札に関する問合せ先

上記「1 担当」に同じ。

- (2) 入札説明書等の交付方法

公告の日から平成29年11月2日（木）までの毎日（大阪市の休日を定める条例（平成3年大阪市条例第42号）第1条に掲げる本市の休日（以下「休日」という。）を除く。）午前9時から午後5時30分までの間（ただし、午後0時15分から午後1時までを除く。）上記1及び大阪市ホームページ

http://www.city.osaka.lg.jp/templates/gyomuitaku_nyusatsuanken/26-Curr.html）において無償により交付する。

- (3) 入札参加申請書等の受付期間

公告の日から平成29年11月2日（木）午後5時30分までの間（ただし、午後0時15分から午後1時までの間及び本市の休日を除く。）

- (4) 入札参加申請書等の受付場所

入札説明書による。

6 契約条項を示す場所

上記「1 担当」に同じ。

7 入札手続等

本入札は、地方自治法施行令第167条の10の2に規定する総合評価一般競争入札により行うので、入札者は入札説明書に基づき、本業務に関する入札書及び総合評価に関する企画提案書等関係書類を提出すること

- (1) 入札執行の日時及び場所

ア 入札書受付日時 平成29年12月21日（木）午前10時30分から午前11時まで

イ 開札予定日時 平成29年12月21日（木）午前11時

ウ 入札執行場所 大阪市消防局庁舎 5階入札室

〒550-8566 大阪市西区九条南1丁目12番54号

ただし、大阪市契約規則（昭和39年大阪市規則第18号。以下「契約規則」という。）第25条第2項に規定する郵便等による入札の場合は、平成29年12月20日（水）の午後5時30分までに上記「1 担当」に必着のこと

エ 企画提案書等提出期間及び提出場所 上記「ア 入札書受付日時」及び「ウ 入札執行場所」に同じ。

- (2) 入札保証金等

ア 入札保証金 免除（見積もった契約希望金額の100分の3以上）

ただし、正当な理由がなく契約を締結しないときは、落札金額（入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（長期継続契約にあっては、落札金額を1年当たりの額に換算した額））の100分の3に相当する違約金を徴収する。

イ 契約保証金 要

ただし、契約規則第37条第1項に該当する場合は、契約保証金を免除する。

ウ 保証人 不要

(3) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(4) 契約書作成の要否 要

(5) 落札者の決定方法

本業務にとって最適な事業者を選定するため、7(6)の落札者決定基準により、落札者を決定する。

予定価格の制限の範囲内で有効な入札を行った者のうち、評価の結果、総得点が最も高い者を落札候補者とする。評価にあたっては、学識経験者の意見を踏まえたうえで、公平かつ客観的に行うものとする。なお、総得点の最も高い者が複数存在する場合、7(6)の落札者決定基準の「技術的評価」の得点が最も高い者を落札候補者とし、「技術的評価」においても得点の最も高い者が複数存在する場合は、くじにより落札候補者を決定する。

くじ対象者がくじを引かない場合は、当該入札事務に関係のない職員をして代ってくじを引かせることができる。

ただし、落札候補者の入札金額が、低入札価格調査制度に基づいて決定される低入札価格調査基準価格を下回る場合は低入札価格調査を行う。

(6) 落札者決定基準

ア 評価にあたっては、100点の範囲内で配点を行い、総得点の最も高い入札者を落札候補者とする。

イ 評価を「価格評価」及び「技術的評価」に区分し、その配点をそれぞれ50点、50点とする。

ウ 「技術的評価」については、「基本的な考え方」、「履行体制」、「事業者の経験」、「業務従事者の資格及び経験」及び「研修体制」に区分して評価し、その配点をそれぞれ8点、16点、4点、16点、6点とする。

・「履行体制」については、「業務実施計画について」及び「危機管理対策について」に区分して評価し、その配点をそれぞれ10点、6点とする。

・「業務従事者の資格及び経験」については、「指導者の資格及び配置状況について」及び「指導者の業務経験及び指導経験について」に区分して評価し、その配点をそれぞれ10点、6点とする。

エ 本基準の詳細は、入札説明書による。

8 入札の無効

- (1) 契約規則第28条第1項の規定に該当する入札
- (2) 本市が配付した入札書を用いないでした入札
- (3) 低入札価格調査適用案件において、提出期限までに、低入札価格調査根拠資料を提出しなかった調査基準価格を下回る価格の入札
- (4) 申請書又は資料に虚偽の記載をした者の入札
- (5) 落札決定までの間に停止措置を受けた者又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けた者がした入札
- (6) 「4 関係会社の参加制限」に該当する2者がしたそれぞれの入札

9 その他

- (1) 契約の締結は、平成30年度予算が発効したときとする。
- (2) 落札決定後、契約締結までに、落札者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の締結を行わないものとする。
- (3) 契約締結後、当該契約の履行期間中に契約者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。
- (4) この契約は、地方自治法施行令第167条の17に該当する長期継続契約案件である。
- (5) 詳細は、入札説明書による。

(消防局総務部総務課)



大阪市告示第1417号

一般競争入札を執行するので、次のとおり公告する。

平成29年10月 6 日

大阪市長 吉 村 洋 文

1 担当部局

〒530-8201 大阪市北区中之島1丁目3番20号大阪市役所3階

大阪市教育委員会事務局総務部総務課（調達）

電話 06-6208-9078

2 入札に付する事項

- (1) 長期借入物品及び数量
学校教育ICT活用事業 咲洲みなみ小中一貫校タブレット端末等機器一式
(電子入札案件とする。)
- (2) 長期借入物品の特質等 入札説明書による。
- (3) 借入期間 平成30年3月22日から平成33年3月21日まで
- (4) 納入場所 入札説明書による。

3 入札参加資格

次に掲げる要件のすべてに該当し、本市の入札参加資格審査において、そ

の資格を認められた者は入札に参加することができる。

なお、本市入札参加有資格者名簿に登録されていない者は、本市入札参加資格審査申請（以下「資格審査申請」という。）を担当部局（上記 1 に同じ）に行えば当該審査を行う。ただし、平成29年10月23日（月）までに資格審査申請を行わない場合は、入札に参加することができない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の 4 の規定に該当しない者であること
- (2) 大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けていないこと
- (3) 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと及び同要綱別表に掲げるいずれの措置要件にも該当しないこと
- (4) 平成29・30年度本市入札参加有資格者名簿に業務委託種目「12 賃貸：02 事務用品賃貸：02 情報処理用機器（158）」で登録していること
- (5) 当該物品又はこれと類似する物品についての賃貸借契約の実績がある賃貸業の者であること
- (6) 仕様書記載の条件を満たす納入予定物品諸元書の提出ができること
- (7) 機器の据付、接続及び調整が実施可能な体制が整備されていることを示した書類の提出ができること
- (8) 仕様書記載のインストール作業ができることを示した書類の提出ができること
- (9) 仕様書記載の要件を満たす納入予定物品に対するアフターサービス・メンテナンス等の体制が整備されていることを示した書類の提出ができること
- (10) JISQ15001に準拠したプライバシーマークの使用許諾もしくはJISQ27001 (ISO27001)に準拠したISMS認証またはこれらと同等の制度により認証等の取得を証明する書類（個人情報に関する内部規定等可）の提出ができること

4 入札説明書等の交付場所等

- (1) 入札説明書等の交付場所、入札参加申請書等の受付場所、契約条項を示す場所及び当該入札に関する問い合わせ先
大阪市電子入札システム（以下「システム」という。）上及び担当部局（上記 1 に同じ）
- (2) 入札説明書等の交付方法
公告の日から平成29年10月23日（月）まで無償により交付する。
※ 紙入札者については、「1 担当部局」において入札説明書等を公告の日から平成29年10月23日（月）までの本市の休日を除く午前 9 時から午後 5 時まで無償にて交付する。（午後 0 時15分から午後 1 時までの間を除く。）
- (3) 入札参加申請書等の受付期間
公告の日から平成29年10月23日（月）までの本市の休日を除く午前 9 時から午後 5 時まで

(4) 入札参加申請書等の受付場所

入札説明書による。

5 入札執行の日時等

(1) 電子入札による場合

① 入札書受付期間

平成29年12月 4 日（月）から同月 5 日（火）までの午前 9 時から午後 5 時まで

② 開札予定日時

平成29年12月 6 日（水）午前10時

③ 場所

システム上とする。

(2) 紙入札による場合

① 入札書受付期間

平成29年12月 6 日（水）午前 9 時45分から午前10時まで

② 開札予定日時

平成29年12月 6 日（水）午前10時

③ 場所

大阪市教育委員会事務局入札室（上記 1 に同じ）

ただし、大阪市契約規則（昭和39年大阪市規則第18号。以下「契約規則」という。）第25条第 2 項に規定する郵便等による入札の場合は、書留郵便等配達記録が残る方法により平成29年12月 5 日（火）午後 5 時までに必着のこと

6 入札保証金等

(1) 入札保証金（見積った契約希望金額の100分の 3 以上） 免除

ただし、正当な理由がなく契約を締結しないときは、落札金額（入札書に記載された金額に当該金額の100分の 8 に相当する額を加算した金額（単価契約にあつては、落札金額に予定数量を乗じた額、長期継続契約にあつては、落札金額を 1 年当たりの額に換算した額））の100分の 3 に相当する違約金を徴収する。

(2) 契約保証金 要

ただし、契約規則第37条第 1 項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 保証人 不要

(4) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(5) 契約書作成の要否 要

(6) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

7 入札者に要求される事項

入札に参加を希望する者は、本告示に示した入札参加申請書等を平成29年10月23日（月）午後 5 時までに受付場所に、持参または書留郵便等配達記録が残るものによる郵送により必着のこと。

なお、当該書類に関し、本市より説明を求められた場合には、これに応じなければならない。

提出された証明書等の審査の結果によっては、入札に参加することができない。

8 入札の無効

契約規則第28条第1項の規定に該当する入札は無効とする。

なお、開札後落札決定までに、入札参加申請者が大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、入札参加資格を有しない者のした入札とみなし無効とする。

9 その他

- (1) この調達、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。
- (2) 落札の決定から契約締結までに、落札者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたとき、または、契約規則第32条第2項の規定により、契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあることその他の理由により著しく不相当であると認められるときは、契約の締結を行わないものとする。
- (3) 本契約締結後、当該契約の履行期間中に契約者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。
- (4) この調達、地方自治法施行令第167条の17に該当する長期継続契約案件である。
- (5) 詳細は入札説明書による。

10 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be long term leased:
Tablet PC equipment which used for “Information and Communications Technology” educational projects in Sakishima Minami combined primary and junior high school, 1set
- (2) The closing date and time for the submission of application forms and attached documents for the qualification confirmation:
5:00PM, 23 2017
- (3) The date and time for the submission of tenders:
 1. On the Osaka city Electronic Tender System: from 9:00AM, 4 December 2017 to 5:00PM, 5 December 2017
 2. In person: from 9:45AM to 10:00AM, 6 December 2017
 3. By post : 5:00PM, 5 December 2017
- (4) A contact point where tender documents are available:
General Affairs Division, General Affairs Department, Board of Education, The City of Osaka 3-20, Nakanoshima1-chome, Kita-ku, Osaka 530-8201, TEL06-6208-9078

(教育委員会事務局総務部総務課)

大阪市告示第1418号

一般競争入札を執行するので、次のとおり公告する。

平成29年10月 6 日

大阪市長 吉 村 洋 文

1 担当部局

〒530-8201 大阪市北区中之島 1 丁目 3 番20号 大阪市役所 3 階
大阪市教育委員会事務局総務部総務課 (調達グループ)
電話 06-6208-9078

2 入札に付する事項

(1) 購入物品及び予定数量

- ① 学校給食用焼き物機 (カート付) 買入 榎本小学校他 2 校
内訳 焼き物機 (カート付) 3 台
- ② 学校給食用焼き物機 (カート付) 買入 友渕小学校他 3 校
内訳 焼き物機 (カート付) 6 台

(2) 購入物品の特質等 入札説明書による。

(3) 納入期限

- ① 平成30年 3 月30日 (金)
- ② 平成30年 2 月21日 (水) 及び平成30年 3 月 5 日 (月)

(4) 納入場所 入札説明書による。

3 入札参加資格

次に掲げる要件のすべてに該当し、本市の入札参加資格審査において、その資格を認められた者は入札に参加することができる。

なお、本市入札参加資格有資格者名簿に登録されていない者は、本市入札参加資格審査申請 (以下「資格審査申請」という。) を担当部局 (上記 1 に同じ) に行えば、当該審査を行う。ただし、平成29年10月23日 (月) までに資格審査申請を行わない場合は、入札に参加することができない。

- (1) 地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号) 第167条の 4 の規定に該当しない者であること
- (2) 大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けていないこと
- (3) 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと及び同要綱別表に掲げるいずれの措置要件にも該当しないこと
- (4) 平成29・30年度本市入札参加有資格者名簿に物品種目「31: 業務用厨房機器」で登録していること

4 入札説明書等の交付場所等

- (1) 入札説明書等の交付場所、入札参加申請書等の受付場所、契約条項を示す場所及び当該入札に関する問い合わせ先

大阪市電子入札システム（以下「システム」という。）上及び担当部局（上記 1 に同じ。）

(2) 入札説明書等の交付方法

公告の日から平成29年10月23日（月）まで無償により交付する。

※ 紙入札者については、担当部局（上記 1 に同じ）において入札説明書等を公告の日から平成29年10月23日（月）までの本市の休日を除く毎日、午前 9 時から午後 5 時まで無償にて交付する。（ただし、午後 0 時15分から午後 1 時までの間を除く。）

(3) 入札参加申請書等の受付期間

公告の日から平成29年10月23日（月）までの本市の休日を除く毎日、午前 9 時から午後 5 時まで

(4) 入札参加申請書等の受付場所

入札説明書による。

5 入札執行の日時等

(1) 電子入札による場合

① 入札書提出期間

平成29年12月 5 日（火）から平成29年12月 6 日（水）の午前 9 時から午後 5 時まで

② 開札予定日時

平成29年12月 7 日（木）午前10時

③ 場所

システム上

(2) 紙入札による場合

① 入札書提出期間

平成29年12月 7 日（木）午前 9 時45分から午前10時まで

② 開札予定日時

平成29年12月 7 日（木）午前10時

③ 場所

大阪市教育委員会事務局入札室（上記 1 に同じ。）

ただし、大阪市契約規則（昭和39年大阪市規則第18号。以下「契約規則」という。）第25条第 2 項に規定する郵便等（以下「郵便等」という。）による入札の場合は、書留郵便等配達記録が残る方法により担当部局（上記 1 に同じ）あて平成29年12月 6 日（水）午後 5 時までに必着のこと。

6 入札保証金等

(1) 入札保証金（見積った契約希望金額の100分の 3 以上） 免除

ただし、正当な理由がなく契約を締結しないときは、落札金額（入札書に記載された金額に当該金額の100分の 8 に相当する額を加算した金額（単価契約にあっては、落札金額に予定数量を乗じた額、長期継続契約にあっては、落札金額を 1 年当たりの額に換算した額））の100分の 3 に相

当する違約金を徴収する。

- (2) 契約保証金（契約金額の100分の10以上） 要

ただし、契約規則第37条第1項の規定に該当する場合は、免除する。

- (3) 保証人 不要

- (4) 契約書作成の要否 要

7 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

8 入札者に要求される事項

入札に参加を希望する者は、本告示に示した入札参加申請書等を平成29年10月23日（月）午後5時までに、担当部局（上記1に同じ）まで持参又は郵便等により必着のこと。

なお、当該書類に関し本市より説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

提出された書類等の審査の結果によっては、入札に参加することができない。

9 入札の無効

契約規則第28条第1項の規定に該当する入札は無効とする。

なお、落札決定までの間に大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、入札参加資格を有しない者のした入札とみなし無効とする。

10 その他

- (1) 落札の決定から契約締結までに、落札者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたとき、又は、契約規則第32条第2項の規定により、契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあることその他の理由により著しく不相当であると認められるときは、契約の締結を行わないものとする。

- (2) 契約締結後、当該契約の履行期間中に契約者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。

- (3) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

- (4) この調達にWTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

- (5) 詳細は入札説明書による。

11 Summary

- (1) Nature and quantity of the services to be required:

① Gas steam convection oven with cart Enomoto elementary school and other two schools

② Gas steam convection oven with cart Tomobuchi elementary school and other three schools

- (2) The closing and time for the submission of application forms

and attached documents for the qualification confirmation: 5:00 PM, 23 October 2017

(3) The date and time for the submission of tenders:

1. On the Osaka City Electronic Tender System: from 9:00AM, 5 December 2017 to 5:00PM, 6 December 2017
2. In person: from 9:45AM to 10:00AM, 7 December 2017
3. By post: 5:00PM, 6 December 2017

(4) A contact point where tender documents are available:

General Division, General Affairs Department, Board of Education, The City of Osaka 3-20, Nakanoshima 1-chome, Kita-ku, Osaka 530-8201, TEL06-6208-9078

(教育委員会事務局総務部総務課)

大阪市告示第1419号

平成28年大阪市告示第143号（証明書発行手数料等の徴収及び収納事務委託（大阪市西成区役所窓口サービス課（住民情報））で告示した事項に変更があったので、次のとおり告示する。

平成29年10月 6 日

大阪市長 吉 村 洋 文

変更事項	変更前	変更後	変更年月日
社名	ヒューマンタッチ株式会社	ヒューマンリソシア株式会社	平成29年10月1日
代表者	代表取締役 高本 和幸	代表取締役 御 旅屋 貢	平成29年10月1日

(西成区役所窓口サービス課)

大阪市選挙管理委員会告示第 6 号

大阪市北区の区域において、大阪市議会議員北区選挙区補欠選挙を行うべき事由が生じたので、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第143条第19項第6号及び第199条の5第4項第6号の規定により告示する。

平成29年 9 月28日

大阪市選挙管理委員会

委員長 河本 正弘

(行政委員会事務局選挙部選挙課)

(平29. 9. 28揭示済)

大阪市選挙管理委員会告示第7号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第22条第3項の規定に基づき、平成29年10月22日執行予定の大阪市議会議員北区選挙区補欠選挙における選挙人名簿の登録について、被登録資格の決定の基準となる日及び登録を行う日を次のとおり定める。

平成29年10月 6 日

大阪市選挙管理委員会

委員長 河本 正弘

- 1 被登録資格の決定の基準となる日 平成29年10月12日
ただし、年齢は選挙の期日により算定する。
- 2 登録を行う日 平成29年10月12日
(行政委員会事務局選挙部選挙課)

公 告

大阪市公安局第98号

一般競争入札を執行するので、次のとおり公告する。

平成29年10月 6 日

大阪市長 吉 村 洋 文

- 1 担 当
〒545-8550 大阪市阿倍野区阿倍野筋1丁目5番1号
あべのルシアス13階
大阪市環境局総務部総務課
電話 06-6630-3126

- 2 入札に付すべき事項

売払物品名	数量
中古原動機付自転車（その3）	1 山

- 3 下見日時及び場所

下見日時	下見場所
平成29年10月25日（水） 午後2時から午後3時まで	クリーン大阪センター 大阪市此花区常吉2-9-9

- 4 入札参加資格

次に掲げる要件のすべてに該当し、本市の入札参加資格審査において、その資格を認められた者は入札に参加することができる。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること
- (2) 大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けていないこと
- (3) 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと及び同要綱別表に掲げるいずれの措置要件にも該当しないこと
- (4) 入札参加申出受付期限までに、大阪市契約管財局契約部契約課物品契約グループに対し売払入札参加の申請を行い、承認書の交付を受けていること

5 入札説明書等の交付場所

上記1及び大阪市ホームページからダウンロード可

http://www.city.osaka.lg.jp/templates/fubaraihin_nyusatsuanken/21-Curr.html

6 入札参加に要する書類

- (1) 一般競争入札参加申出書兼契約を締結する能力を有しない者、破産者で復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者でない旨の誓約書（本市交付）
- (2) 大阪市契約管財局契約部契約課物品契約グループの発行する平成28・29年度物品売払入札参加承認証の写し

※ 平成28・29年度の物品売払入札参加申請要領は大阪市電子調達システム（<http://www.keiyaku.city.osaka.jp/>）の資料・ご案内→不用品売払入札等のご案内→「平成28・29年度申請書」からダウンロードすること

7 入札参加申出の受付期間及び受付場所

- (1) 受付期間 本公告の日から平成29年10月24日（火）午後5時30分までの本市の休日を除く午前9時から午後5時30分まで（午後0時15分から午後1時までを除く。）
- (2) 受付場所 上記1に同じ

8 入札参加資格の審査等

7の受付時において、入札参加資格を審査し、資格を認めた者に対して入札書（物品買受申込書）を交付する。

9 契約条項を示す場所

上記1に同じ

10 入札保証金

免除

11 契約保証金

落札者は、契約金額の100分の10以上を指定期限までに納付すること。契約保証金は、債務の履行が完了した後に還付する。

ただし、契約金額を全額即納する場合には契約保証金を免除する。

12 入札執行の日時及び場所

(1) 入札執行の日時

平成29年10月26日（木） 午後 2 時

(2) 入札執行の場所

あべのルシアス12階 大阪市環境局入札室

13 入札の方法

物品買受申込書に記載する金額には、取引に係る消費税及び地方消費税分を含むものとする。

14 入札の無効

(1) 大阪市契約規則（昭和39年大阪市規則第18号）第28条第 1 項各号のいずれかに該当する入札

(2) 大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けている者及び大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者がした入札

※ 入札に参加しようとする者は、入札に付すべき事項の欄記載のとおり、必ず下見を行うこと。下見について主管局立会者の確認印のない入札は無効とする。

15 落札者の決定方法

予定価格以上で最高の価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

16 その他

(1) 契約締結までに落札者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の締結を行わないものとする。

(2) 契約締結後、当該契約の履行期間中に契約者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。

17 問い合わせ先

（売払物品・入札・契約に関する問い合わせ先）

環境局総務部総務課

電話06-6630-3126

（環境局総務部総務課）

大阪市公告第99号

一般競争入札を執行するので、次のとおり公告する。

平成29年10月6日

大阪市長 吉 村 洋 文

1 契約担当

〒559-0034 大阪市住之江区南港北 2 丁目 1 番10号

A T C ビル I T M 棟 6 階

大阪市建設局総務部経理課

電話06-6615-7540

2 入札に付すべき事項

金属くず等 4山-1

3 下見日時及び保管場所

下見日時		保管場所	所在地
平成29 年10月 31日 (火)	午前10時00分から 午前11時30分	豊崎置場	北区豊崎 7-8
		十三バイパス下 残土置場	淀川区野中南 2- 9-11
	午後 1 時30分から 午後 3 時00分	中浜工営所鶴見 1 倉庫	鶴見区安田 2
	午後 2 時30分から 午後 5 時00分	天王寺動物公園 事務所内資材置 場	天王寺区茶臼山町 1-108

4 入札参加資格

平成28・29年度物品売払入札参加承認を受けていること

承認を受けていない場合は、契約管財局契約部契約課物品契約グループに本市物品売払入札参加申請を行うこと。ただし、平成29年10月30日（月）までに参加申請を行わない場合は、入札に参加することができない。

(参加申請に要する書類)

ア 物品売払入札参加申請書（誓約書・委任状）（本市様式）

イ 使用印鑑届（本市様式）

ウ 物品売払入札参加承認証（本市様式）

※ 平成28・29年度の物品売払入札参加申請要領は大阪市電子調達システム（<http://www.keiyaku.city.osaka.lg.jp/>）の資料・ご案内→不用品売払入札等のご案内→「平成28・29年度申請書」からダウンロードすること

エ 法人にあつては、登記事項全部証明書等の写し

オ 法人にあつては、法務局発行の印鑑証明書

個人にあつては、市区町村長発行の印鑑証明書

※ エ、オについては、発行後3ヶ月以内のもの

5 入札参加申込の受付期間及び受付場所

(1) 受付期間 本公告の日から平成29年10月30日（月）午後5時30分までの本市の休日を除く午前9時から午後5時30分まで（午後0時15分から午後1時までを除く。）

(2) 受付場所 上記1に同じ

6 入札参加資格の審査等

5の受付時において、入札参加資格を審査し、資格を認めた者に対して入札書（物品買受申込書）を交付する。

資格審査は、4にある承認証を確認することによるので、持参すること

7 仕様書の交付方法

本公告の日から入札日まで、大阪市ホームページにて交付する。また、上記1においても無償で交付する。

8 契約条項を示す場所

上記1に同じ

9 入札保証金

免除

10 契約保証金

契約金額の100分の10以上を指定期限（入札日当日）までに納付すること
ただし、契約金額の全額を即納する場合は免除する。

契約保証金は、債務の履行を完了した後に還付する。

11 入札執行場所

大阪市建設局入札室（場所は上記1に同じ。）

12 入札執行日時

平成29年11月1日（水） 午前10時

13 入札の方法

入札書（物品買受申込書）には、取引に係る消費税及び地方消費税分を含む金額を記載すること。また、契約書・仕様書等の内容を十分確認した上で、入札すること

14 入札に参加できない者

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に該当する者、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けている者及び大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者

15 入札の無効

大阪市契約規則（昭和39年大阪市規則18号）第28条第1項各号のいずれかに該当する入札

（注1） 入札に参加しようとする者は、下見日時及び保管場所の欄記載のとおり、必ず下見を行うこと。下見について主管局立会者の確認印のない入札は無効とする。

（注2） 転売目的の場合、古物営業許可もしくは、金属くず営業許可を持たない者のした入札は無効とする。

（注3） 開札後落札決定までに、物品買受申込者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、入札参加資格を有しない者のした入札とみなし無効とする。

16 落札者の決定

予定価格以上で最高の価格で有効な入札を行った者を落札者とする。

17 その他

- (1) 契約締結時において、4の承認を受けている者が、個人の場合は本人及び法人の場合は代表者以外の者が手続きを行う場合は、委任状を必ず提出すること
- (2) 10の契約保証金が指定期限（入札日当日）までに納付できない場合、または契約金額の全額を即納できない場合は、大阪市契約規則第32条第3項の契約締結の手続を怠ったとして、落札の決定を無効とする。
- (3) 落札決定後契約締結までに、落札者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の締結を行わないものとする。
契約締結後、当該契約の履行期間中に契約者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。
- (4) 落札者は、契約締結までに、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく誓約書を提出すること。誓約書の提出がない場合は、大阪市契約規則第28条に該当するとして、その者に係る入札は無効とする。

(建設局総務部経理課)



大阪市公告第100号

一般競争入札を執行するので、次のとおり公告する。

平成29年10月 6 日

大阪市長 吉 村 洋 文

1 担当部局

〒530-8201 大阪市北区中之島1丁目3番20号 大阪市役所3階
 大阪市教育委員会事務局総務部総務課（調達グループ）
 電話 06-6208-9078

2 入札に付する事項

- (1) 案件名称
胸部X線検査レントゲンフィルム売払(単価契約)
- (2) 売払物品及び予定数量

売払物品	重量合計
胸部X線検査レントゲンフィルム	約650kg
合 計 数 量	約650kg

※ なお、数量は予定数量であり、本市の都合により増減する。

- (3) 下見の日時

下見の日時（予定）	下見場所
平成29年10月26日（木）から平成29年 10月27日（金） 午前 9 時30分から午後 5 時	大阪市教育委員会事務局 指導部教育活動支援担当 大阪市北区中之島 1－3－20 大阪役所 3 階

(4) 引取期限

平成29年11月13日まで

(5) 引取場所

大阪市教育委員会事務局指導部教育活動支援担当

大阪市北区中之島 1－3－20 大阪役所 3 階

3 入札参加資格

(1) 平成28・29年度物品売払入札参加承認を受けていること

承認を受けていない場合は、本市契約管財局契約部契約課（物品契約グループ）に本市物品売払入札参加申請を行うこと。ただし、平成29年10月20日（金）までに参加申請を行わない場合は、入札に参加することができない。

（参加申請に要する書類）

ア 物品売払入札参加申請書（誓約書・委任状）（本市様式）

イ 使用印鑑届（本市様式）

ウ 物品売払入札参加承認証（本市様式）

※ 平成28・29年度の物品売払入札参加申請要領は大阪市電子調達システム（<http://www.keiyaku.city.osaka.lg.jp/>）の資料・ご案内「不用品売払入札等のご案内」→物品売払入札参加申請書「平成28・29年度申請書」からダウンロードすること

エ 法人にあつては、登記事項全部証明書の写し（発行後 3 か月以内のもの）

オ 法人にあつては、法務局発行の印鑑証明書、個人にあつては、市区町村長発行の印鑑証明書（発行後 3 か月以内のもの、写しは不可）

4 入札参加資格の審査等

入札説明書記載のとおり

5 入札説明書等の交付場所及び交付期間

(1) 交付場所

教育委員会事務局ホームページ上及び担当部局（上記 1 に同じ）

(2) 交付期間

公告の日から平成29年10月20日（金）の午後 5 時まで無償にて交付する。
ただし、担当部局（上記 1 に同じ）での交付は本市の休日を除く午前 9 時から午後 5 時まで（午後 0 時15分から午後 1 時までの間を除く。）

6 契約条項を示す場所

上記 5－（1）に同じ

7 契約書の要否

要

8 入札執行日時及び場所

(1) 入札執行日時

平成29年11月 1 日（水）午前10時

(2) 入札執行場所

〒530－8201 大阪府北区中之島 1 丁目 3 番20号 大阪府役所 3 階
大阪府教育委員会事務局入札室

9 入札に参加することができない者

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の 4 に該当する者、大阪府競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けている者及び大阪府契約関係暴力団排除措置要綱による入札等除外措置を受けている者

10 入札の方法

(1) 入札書（物品買受申込書）に記載する金額は、売払物品 1 k g あたりの単価（小数第 2 位未満の端数切捨て）とし、取引に係る消費税及び地方消費税分を含むものとする。また、契約書・仕様書等の内容を十分確認した上で、入札すること。

(2) 物品売払入札参加承認証に記載されている個人、代表者又は契約上の受任者以外の者（代理人）が入札する場合は、必ず物品売払入札参加承認証に記載されている個人又は代表者作成の委任状を添えて入札すること。

11 入札の無効

(1) 大阪府契約規則（昭和39年大阪府規則第18号）第28条第 1 項各号のいずれかに該当する入札

(2) 再度入札の場合にあつては、前回最高入札価格以下の価格でした入札
（注 1）入札に参加しようとする者は、入札に付する事項の欄記載のとおり、必ず下見を行うこと。下見について立会者の確認印のない入札は無効とする。（再度入札時は除く。）

（注 2）無効の入札をした者は再度の入札に参加することができない。

（注 3）開札後落札決定までに、入札参加申請者が大阪府契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、入札参加資格を有しない者のした入札とみなし無効とする。

12 入札保証金等

(1) 入札保証金

免除

(2) 契約保証金

落札者は契約単価に予定数量を乗じた金額の100分の10以上を指定期限（入札日の翌開庁日）までに納付すること。契約保証金は、債務の履行を完了した後には還付する。

13 落札者の決定方法

予定価格以上で最高の価格で有効な入札を行った者を落札者とする。

ただし、落札者が指定期限までに契約保証金を納付したことを証する書類

を持参しなかった場合は、次順位の者を落札者とする。

14 その他

- (1) 本契約は売払物品 1 k g あたりの単価契約とする。
- (2) 上記12- (2) の契約保証金が指定期限までに納付できない場合、大阪市契約規則第32条第 3 項の契約締結の手続きを怠ったとして、落札の決定を無効とする。
- (3) 落札決定後契約締結までに、落札者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の締結を行わないものとする。
- (4) 契約締結後、当該契約の履行期間中に契約者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。
- (5) 落札者は、契約締結までに、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく誓約書を提出すること。誓約書の提出がない場合は、大阪市契約規則第28条第 1 項第10号に該当するとして、その者に係る入札は無効とする。

16 問合せ先

(売払物品に関する問合せ先)

教育委員会事務局指導部教育活動支援担当

電話 06-6208-9142

(入札・契約に関する問合せ先)

上記 1 に同じ

(教育委員会事務局総務部総務課)

公立大学法人大阪市立大学公告

公立大学法人大阪市立大学公告第 1 号

地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第34条第 4 項に基づき、平成28年度公立大学法人大阪市立大学の財務諸表について、次のとおり公告する。

平成29年10月 6 日

公立大学法人大阪市立大学 理事長 荒川 哲男

平成 2 8 年度

財務諸表

第 1 1 期

自 平成 2 8 年 4 月 1 日

至 平成 2 9 年 3 月 3 1 日

公立大学法人大阪市立大学

目 次

貸借対照表・・・・・・・・・・・・・・・・	1
損益計算書・・・・・・・・・・・・・・・・	3
キャッシュ・フロー計算書・・・・・・・・	4
利益の処分に関する書類・・・・・・・・	5
行政サービス実施コスト計算書・・・・・・・・	6
注記事項・・・・・・・・・・・・・・・・	7
附属明細書	
(1) 固定資産の取得及び処分、減価償却費（第85「特定の償却資産の減価に係る会計処理」及び「第88 資産除去債務に係る特定の除去費用等の会計処理」による損益外減価償却相当額も含む。）並びに減損損失の明細	10
(2) たな卸資産の明細・・・・・・・・	11
(3) 有価証券の明細・・・・・・・・	11
(4) 長期貸付金の明細・・・・・・・・	11
(5) 長期借入金の明細・・・・・・・・	12
(6) 引当金の明細・・・・・・・・	12
(7) 資産除去債務の明細・・・・・・・・	12
(8) 保証債務の明細・・・・・・・・	12
(9) 資本金及び資本剰余金の明細・・・・・・・・	13
(10) 積立金等の明細及び目的積立金の取崩しの明細・・・・・・・・	13
(11) 運営費交付金債務及び運営費交付金収益の明細・・・・・・・・	14
(12) 地方公共団体等からの財源措置の明細・・・・・・・・	14
(13) 役員及び教職員の給与の明細・・・・・・・・	16
(14) 開示すべきセグメント情報・・・・・・・・	17
(15) 業務費及び一般管理費の明細・・・・・・・・	18
(16) 寄附金の明細・・・・・・・・	20
(17) 受託研究の明細・・・・・・・・	20
(18) 共同研究の明細・・・・・・・・	20
(19) 受託事業等の明細・・・・・・・・	20
(20) 科学研究費補助金等の明細・・・・・・・・	21
(21) 上記以外の主な資産、負債、費用及び収益の明細・・・・・・・・	22
(22) 関連公益法人の明細・・・・・・・・	22

貸借対照表
(平成29年3月31日)

(単位:円)

資産の部		
Ⅰ 固定資産		
1 有形固定資産		
土地		41,184,220,255
建物	74,204,544,117	
減価償却累計額	<u>△33,787,689,343</u>	40,416,854,774
構築物	1,381,530,011	
減価償却累計額	<u>△639,049,715</u>	742,480,296
機械装置	4,851,000	
減価償却累計額	<u>△3,997,540</u>	853,460
工具器具備品	23,013,667,324	
減価償却累計額	<u>△15,388,331,754</u>	7,625,335,570
図書		13,985,280,523
美術品・収蔵品		150,993,055
船舶	6,092,333	
減価償却累計額	<u>△4,176,082</u>	1,916,251
車両運搬具	40,914,590	
減価償却累計額	<u>△15,052,148</u>	25,862,442
建設仮勘定		<u>105,094,230</u>
有形固定資産合計		104,238,890,856
2 無形固定資産		
特許権		19,988,105
ソフトウェア		596,528,206
電話加入権		640,000
産業財産権仮勘定		<u>71,452,192</u>
無形固定資産合計		688,608,503
3 投資その他の資産		
投資有価証券		559,866,385
未収財源措置予定額		6,469,411,299
長期性預金		1,000,000,000
金銭信託		380,000,000
長期未収入金	73,696,467	
貸倒引当金	<u>△73,696,467</u>	-
差入敷金・保証金		67,629,000
その他投資		<u>366,100</u>
投資その他の資産合計		8,477,272,784
固定資産合計		113,404,772,143
Ⅱ 流動資産		
現金及び預金		9,597,993,125
未収学生納付金収入		8,710,000
未収附属病院収入	6,159,928,474	
徴収不能引当金	<u>△19,032,658</u>	6,140,895,816
その他未収入金		1,099,966,610
有価証券		399,977,210
たな卸資産		13,226,908
医薬品及び診療材料		396,049,064
前渡金		17,444,904
前払費用		36,794,425
未収収益		1,966,318
仮払金		2,158,842
立替金		<u>4,249,499</u>
流動資産合計		17,719,432,721
資産合計		<u>131,124,204,864</u>

負債の部			
I	固定負債		
	資産見返負債		
	資産見返運営費交付金等	2,508,813,728	
	資産見返補助金等	140,613,977	
	資産見返寄附金	1,816,255,435	
	資産見返物品受贈額	12,354,253,148	
	建設仮勘定見返運営費交付金等	152,139,958	
	建設仮勘定見返施設費	6,998,400	
	建設仮勘定見返補助金等	13,301,100	16,992,375,746
	長期寄附金債務		3,332,279,438
	長期借入金		1,846,990,000
	長期未払金		6,202,432,920
	長期リース債務		1,112,278,218
	資産除去債務		153,103,037
	固定負債合計		29,639,459,359
II	流動負債		
	運営費交付金債務	168,115,118	
	預り補助金等	949,825	
	寄附金債務	2,023,203,667	
	前受受託研究費等	218,551,984	
	前受受託事業費等	777,610,348	
	一年以内返済予定長期借入金	834,790,000	
	未払金	7,027,073,852	
	リース債務	693,938,526	
	未払費用	411,592	
	未払消費税等	42,663,900	
	前受金	5,656,700	
	預り科学研究費補助金等	293,028,521	
	預り金	184,583,568	
	前受収益	838,833	
	流動負債合計		12,271,416,434
	負債合計		41,910,875,793
純資産の部			
I	資本金		
	地方公共団体出資金	102,298,793,790	
	資本金合計		102,298,793,790
II	資本剰余金		
	資本剰余金	12,091,685,979	
	損益外減価償却累計額	△33,080,526,742	
	損益外減損損失累計額	△640,000	
	損益外利息費用累計額	△1,007,794	
	資本剰余金合計		△20,990,488,557
III	利益剰余金		
	前中期目標期間繰越積立金	2,678,340,089	
	目的積立金	3,790,392,039	
	積立金	954,639,600	
	当期末処分利益	481,652,110	
	(うち当期総利益 481,652,110)		
	利益剰余金合計		7,905,023,838
	純資産合計		89,213,329,071
	負債純資産合計		131,124,204,864

損益計算書

(平成28年4月1日～平成29年3月31日)

(単位：円)

経常費用			
業務費			
教育経費		1,369,452,959	
研究経費		2,356,964,876	
診療経費			
材料費	13,058,697,337		
委託費	3,032,054,719		
設備関係費	3,257,398,402		
経費	1,151,873,071	20,500,023,529	
教育研究支援経費		935,987,387	
受託研究費		989,621,446	
受託事業費		340,611,293	
役員人件費		119,675,759	
教員人件費			
常勤教員給与	9,273,244,704		
非常勤教員給与	3,753,579,338	13,026,824,042	
職員人件費			
常勤職員給与	10,662,767,385		
非常勤職員給与	2,310,419,087	12,973,186,472	52,612,347,763
一般管理費			1,068,344,695
財務費用			
支払利息			114,713,530
雑損			10,411,589
経常費用合計			53,805,817,577
経常収益			
運営費交付金収益			12,861,418,102
授業料収益			3,981,755,803
入学金収益			769,297,400
検定料収益			256,903,600
附属病院収益			31,890,996,918
受託研究等収益			
国又は地方公共団体からの受託研究等収益	100,676,258		
国又は地方公共団体以外からの受託研究等収益	891,689,738	992,365,996	
受託事業等収益			
国又は地方公共団体からの受託事業等収益	60,702,288		
国又は地方公共団体以外からの受託事業等収益	434,188,018	494,890,306	
補助金等収益			383,422,142
施設費収益			98,169,680
寄附金収益			899,497,572
資産見返負債戻入			
資産見返運営費交付金等戻入	226,365,072		
資産見返補助金等戻入	33,484,499		
資産見返寄附金戻入	279,313,718		
資産見返物品受贈額戻入	53,812,037		
建設仮勘定見返運営費交付金等戻入	17,711,432		
建設仮勘定見返補助金等戻入	684,801		
建設仮勘定見返施設費戻入	71,463,400	682,834,959	
財務収益			
受取利息	2,815,564	2,815,564	
雑益			
財産貸付料収益	54,146,129		
研究関連収入	268,462,124		
その他雑益	468,217,622	790,825,875	
経常収益合計			54,105,193,917
経常利益			299,376,340
当期純利益			299,376,340
目的積立金取崩額			182,275,770
当期総利益			481,652,110

キャッシュ・フロー計算書
(平成28年4月1日～平成29年3月31日)

(単位：円)

I	業務活動によるキャッシュ・フロー	
	原材料、商品又はサービスの購入による支出	△ 23,118,906,317
	人件費支出	△ 27,159,402,145
	その他の業務支出	△ 989,393,054
	運営費交付金収入	12,676,971,000
	授業料収入	4,136,045,955
	入学金収入	761,716,000
	検定料収入	256,903,600
	附属病院収入	32,655,557,685
	受託研究等収入	1,171,157,742
	受託事業等収入	569,885,873
	補助金等収入	464,001,133
	寄附金収入	905,803,048
	その他の業務収入	924,113,160
	預り金等増減	△ 32,048,914
	業務活動によるキャッシュ・フロー	3,222,404,766
II	投資活動によるキャッシュ・フロー	
	有価証券の償還による収入	200,000,000
	有形固定資産の取得による支出	△ 2,335,468,886
	無形固定資産の取得による支出	△ 40,400,397
	定期預金等の預入による支出	△ 7,700,000,000
	定期預金等の払戻による収入	8,200,000,000
	施設費による収入	418,139,280
	小 計	△ 1,257,730,003
	利息及び配当金の受取額	37,392,399
	投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 1,220,337,604
III	財務活動によるキャッシュ・フロー	
	リース債務の返済による支出	△ 719,748,405
	割賦未払金の返済による支出	△ 505,915,334
	長期借入金の返済による支出	△ 793,170,000
	小 計	△ 2,018,833,739
	利息の支払額	△ 116,381,836
	財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 2,135,215,575
IV	資金増減額	△ 133,148,413
V	資金期首残高	6,731,141,538
VI	資金期末残高	6,597,993,125

利益の処分に関する書類

(単位：円)

I	当期末処分利益		481,652,110
	当期総利益	481,652,110	
II	利益処分額		
	地方独立行政法人法第40条第3項の規定により 大阪市長の承認を受けようとする額		
	教育、研究及び診療の質の向上並びに組織運営の 改善積立金	481,652,110	481,652,110

行政サービス実施コスト計算書
(平成28年4月1日～平成29年3月31日)

(単位：円)

I 業務費用			
(1) 損益計算書上の費用			
業務費	52,612,347,763		
一般管理費	1,068,344,695		
財務費用	114,713,530		
雑損	10,411,589	53,805,817,577	
(2) (控除) 自己収入等			
授業料収益	△ 3,981,755,803		
入学科収益	△ 769,297,400		
検定料収益	△ 256,903,600		
附属病院収益	△ 31,890,996,918		
受託研究等収益	△ 992,365,996		
受託事業等収益	△ 494,890,306		
寄附金収益	△ 899,497,572		
財務収益	△ 2,815,564		
雑益	△ 522,363,751		
資産見返運営費交付金等戻入	△ 226,365,072		
建設仮勘定見返運営費交付金等戻入	△ 17,711,432		
資産見返寄附金戻入	△ 279,313,718	△ 40,334,277,132	
業務費用合計			13,471,540,445
II 損益外減価償却相当額			2,393,327,790
III 損益外利息費用相当額			769,335
IV 引当外賞与増加見積額			50,285,724
V 引当外退職給付増加見積額			458,573,485
VI 機会費用			
国または地方公共団体財産の無償又は減額された使用料による貸借取引の機会費用	36,539,520		
大阪市出資等の機会費用	50,988,691	87,528,211	
VII 行政サービス実施コスト			<u>16,462,024,990</u>

(注1) 資産見返運営費交付金等戻入△226,365,072円及び建設仮勘定見返運営費交付金等戻入△17,711,432円は、授業料を財源として取得した資産に伴うものです。

(注2) 引当外退職給付増加見積額には、大阪市からの派遣職員に係る引当外退職給付増加見積額69,665,249円が含まれています。

注記事項

(重要な会計方針)

1 運営費交付金収益及び授業料収益の計上基準

期間進行基準を採用しています。

なお、退職一時金等の特定の目的で交付された運営費交付金については、費用進行基準を採用しています。

2 減価償却の会計処理方法

(1) 有形固定資産

定額法を採用しています。

耐用年数については、法人税法上の耐用年数を基準としています。なお、受託研究収入等により購入した償却資産については、当該受託研究等の期間を耐用年数としています。

主な資産の耐用年数は以下のとおりです。

建物	3年～50年
構築物	10年～50年
機械装置	9年
工具器具備品	2年～20年
船舶	10年
車両運搬具	4年～6年

また、特定の償却資産（地方独立行政法人会計基準第85）及び資産除去債務に対応する特定の除去費用（地方独立行政法人会計基準第88）の減価償却相当額については、損益外減価償却累計額として資本剰余金から控除しています。

(2) 無形固定資産

定額法を採用しています。

法人内利用のソフトウェアについては、法人内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しています。

なお、受託研究収入等により購入した償却資産については、当該受託研究等の期間を耐用年数としています。

3 徴収不能引当金及び貸倒引当金の計上方法

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権は貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権は個別に回収可能性を勘案し、それぞれ回収不能見込額を計上しています。

4 賞与引当金及び見積額の計上基準

賞与については、翌期以降の運営費交付金により財源措置がなされるため、賞与に係る引当金は計上していません。

なお、行政サービス実施コスト計算書における引当外賞与増加見積額は、当事業年度末の引当外賞与見積額から前事業年度末の同見積額を控除した額を計上しています。

5 退職給付に係る引当金及び見積額の計上基準

役員及び教職員の退職一時金については、運営費交付金より財源措置されるため、退職給付に係る引当金は計上していません。

なお、行政サービス実施コスト計算書における引当外退職給付増加見積額は、事業年度末に在籍する役員及び教職員について、当事業年度末の自己都合要支給額から前事業年度末自己都合要支給額を控除し、業務費用として計上した退職給付費用の額を控除して計算しています。

6 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的債券

償却原価法（定額法）を採用しています。

7 たな卸資産の評価基準及び評価方法

(1) 貯蔵品

最終仕入原価法

(2) 医薬品及び診療材料

移動平均法に基づく低価法

ただし、当分の間、最終仕入原価法に基づく低価法によっています。

8 未収財源措置予定額の計上基準

業務運営に要する費用等のうち、後年度において財源措置することとされている特定の費用等が発生したときは、その発生した費用等の額を、資産にあつては資本剰余金に計上し、費用にあつては、当該財源の収益科目により収益に計上するとともに、未収財源措置予定額の科目により資産として計上しています。

9 行政サービス実施コスト計算書における機会費用の計上方法

(1) 大阪市等の財産の無償又は減額された使用料による貸借取引の機会費用の計算方法

近隣の賃貸借料、相続税標準額に基づく賃料相当額もしくは各地方公共団体の条例における使用料算出基準等を参考として計算しています。

(2) 大阪市出資等による機会費用の計算方法

10年国債の平成29年3月末利回りを参考に0.065%で計算しています。